

令和 7 年 12 月 25 日
総務局

東京都過疎地域持続的発展方針・計画の策定について

東京都では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 7 条及び第 9 条の規定に基づき、「東京都過疎地域持続的発展方針・計画」を策定しましたので、お知らせします。

本方針・計画は、令和 8 年度から令和 12 年度までの東京都の過疎地域における施策の方向性を示し、地域の実情に応じた町村の主体的な取組を促進するものです。

記

1 東京都過疎地域持続的発展方針・計画及び概要

以下の URL に記載されております。

https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/05gyousei/06sinkouindex/depopulation/06sinkoukaso_r8_housinkeikakusakutei



2 意見募集の結果について

意見の募集結果については、別添「東京都過疎地域持続的発展方針・計画（素案）に関する意見募集の結果について」をご覧ください。

【問合せ先】

総務局行政部振興企画課

電話：03-5388-2444（直通） 24-860（内線）

東京都過疎地域持続的発展方針・計画（令和8年度～令和12年度）の概要

過疎地域の指定状況

昭和45年以来、10年おきに特別措置法として制定しており、直近では令和3年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行

【法の規定】

- 都道府県は、過疎地域持続的発展方針及び計画を定めることができる（第7条及び第9条）
- 市町村は、都道府県が定める方針に基づき過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができる（第8条）

【全国の過疎地域の指定状況】（R4.4.1時点）

「人口要件」及び「財政力要件」により指定

都内：7町村

(指定数)	(全市町村数)	(指定割合)
885	1,718	51.5%

檜原村、奥多摩町、大島町、新島村、三宅村、八丈町、青ヶ島村

法に基づく主な支援措置

都が策定する方針に基づき、町村は過疎計画を策定することで、主に以下の支援措置が活用可能

<過疎対策事業債の発行>

➢ 充当率100%・元利償還金の70%を交付税措置

<国庫補助率のかさ上げ>

➢ 統合に伴う小中学校の整備：1/2 ⇒ 5.5/10 等

今回の策定のポイント

- 過疎法（令和3年度から10年間の時限立法）に基づき策定した都の方針・計画（前期分）は、令和7年度が最終年度のため後期分を新たに策定
- 「2050東京戦略」などをはじめ、各局の計画等と整合を図り、都の方針・計画を明示し、地域の実情を踏まえた対策を実施

スケジュール

都 9月 方針・計画の素案を公表 ➤ パブリックコメント・議会報告 ➤ 10月 国協議 ➤ 12月 策定・公表

町村 令和7年度中に、都の方針に基づき町村計画を策定予定（町村議会の議決が必要）

東京都過疎地域持続的発展計画の主な事業

(1) 移住・定住及び地域間交流の促進並びに人材の確保・育成

- ・移住・定住促進市町村支援事業
　　移住イベント出展経費補助、移住体験事業補助
- ・多摩・島しょ移住定住発信事業
- ・島しょ山村地域における暮らし体験・空き家見学ツアー

等

(2) 産業の振興

- ・島しょの「魅力再発見」と「ブランド化」に向けた取組
- ・多摩・島しょ地域観光施設整備等補助事業
- ・山村・離島振興施設整備事業

等

(3) 交通・通信体系の整備及び情報化の推進

- ・都道、港湾施設、空港施設の整備
- ・島しょ地域の衛星通信による情報通信基盤の冗長化対策
- ・デジタル人材の確保・育成に係る支援
- ・業務のデジタル化支援事業
　　プロジェクト型伴走サポート、共同調達の実施

等

(4) 生活環境の整備

- ・水道、下水道及び浄化槽の整備に関する支援
- ・区市町村公営住宅整備事業補助
- ・空き家利活用等区市町村支援事業

等

(5) 高齢者・児童等の福祉の向上及び増進

- ・介護サービス基盤の整備
- ・子供家庭支援区市町村包括補助事業

等

(6) 保健・医療の確保

- ・へき地専門医療確保事業
- ・へき地勤務医師等確保事業

等

(7) 教育の振興

- ・へき地・小規模校の教育水準及び教育効果の向上
- ・島しょ地域における教育DX推進
- ・島外生徒受入事業

等

(8) 集落の整備

- ・移住・定住促進市町村支援事業（地域交流・活動サポート事業）
- ・地域コミュニティ活性化事業

等

(9) 地域文化の振興

- ・島しょ芸術文化振興事業

等

(10) 再生可能エネルギーの利用推進

- ・浮体式洋上風力発電導入推進事業
- ・地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業
- ・区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業

等

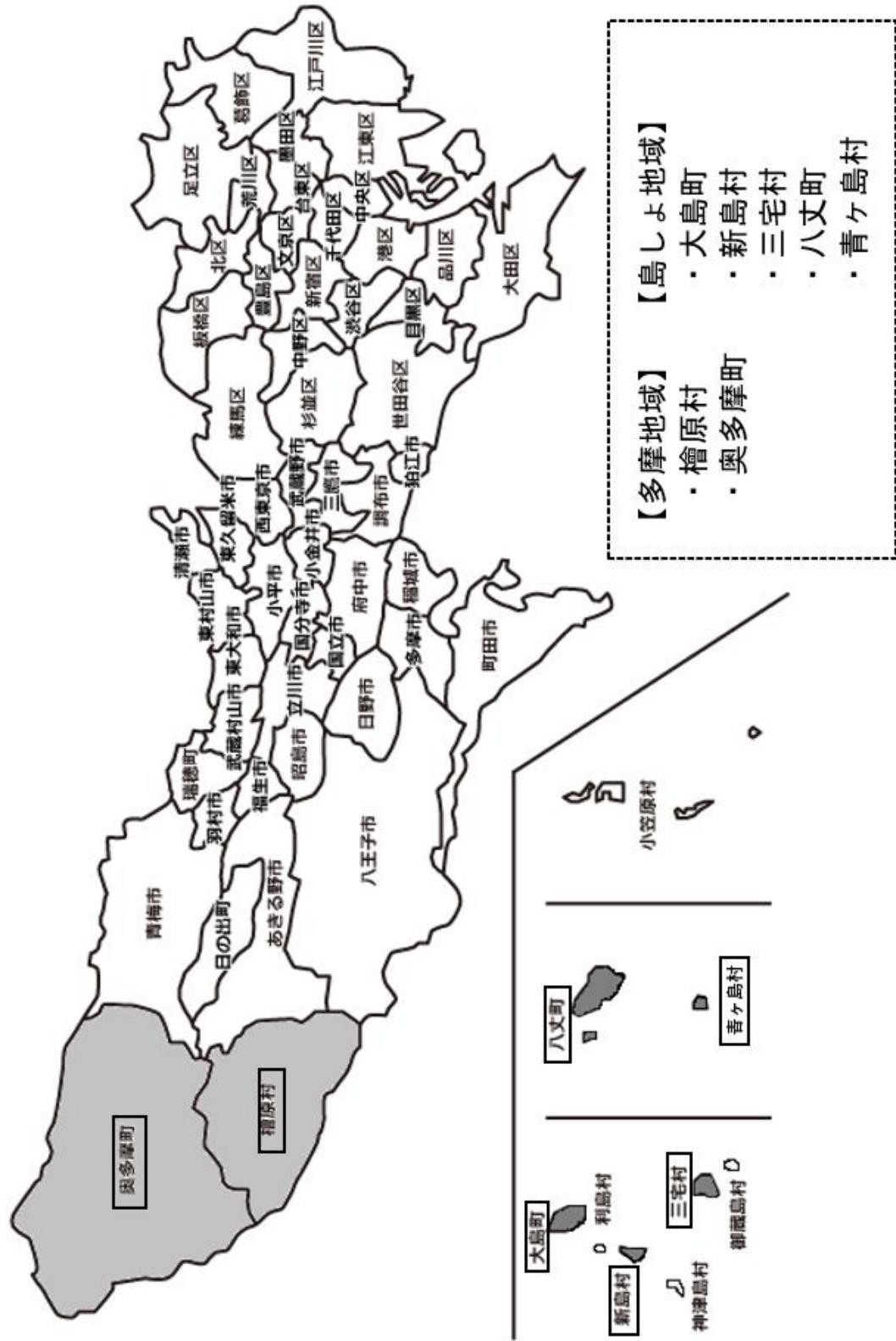
東京都過疎地域持続的発展方針・計画

(令和 8 年度～令和 12 年度)

令和 7 年 12 月



東京都における過疎地域指定町村



目 次

I 東京都過疎地域持続的発展方針

1 基本的な事項	
(1) 位置付け	3
(2) 過疎地域の現状と問題点	3
(3) 過疎地域持続的発展の基本的な方向	2 3
(4) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	2 6
2 移住・定住及び地域間交流の促進並びに人材の確保・育成	
(1) 移住・定住及び地域間交流の促進	2 7
(2) 人材の確保・育成	2 7
3 産業の振興	
(1) 産業振興の方針	2 7
(2) 農林水産業の振興	2 8
(3) 地場産業の振興	2 9
(4) 企業の誘致対策	2 9
(5) 起業の促進	2 9
(6) 商業の振興	2 9
(7) 観光の振興	3 0
(8) テレワークの定着と促進	3 0
4 交通・通信体系の整備及び情報化の推進	
(1) 交通・通信体系の整備の方針	3 0
(2) 都道及び町村道の整備	3 1
(3) 農道及び林道の整備	3 2
(4) 交通確保対策	3 2
(5) 情報通信環境の整備	3 2
(6) 情報化の推進	3 3
5 生活環境の整備	
(1) 生活環境の整備の方針	3 3
(2) 水道、汚水処理施設の整備	3 3
(3) 廃棄物処理	3 4
(4) 消防・救急施設の整備	3 4
(5) 住宅の確保・空き家対策	3 4
6 高齢者・児童等の福祉の向上及び増進	
(1) 高齢者・児童等の福祉の向上及び増進の方針	3 4
(2) 高齢者・障害者の福祉の向上及び増進を図るための対策	3 5
(3) 児童の福祉の向上及び増進を図るための対策	3 5

7 保健・医療の確保		
(1) 保健・医療の確保の方針	3 5
(2) 保健衛生の向上	3 6
(3) 医師等の確保	3 6
(4) 無医地区対策	3 7
(5) 診療支援等	3 7
8 教育の振興		
(1) 教育の振興の方針	3 7
(2) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備	3 7
(3) 生涯学習の基盤整備	3 8
9 集落の整備	3 8
10 地域文化の振興	3 8
11 再生可能エネルギーの利用推進	3 9

II 東京都過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項	4 3
2 移住・定住及び地域間交流の促進並びに人材の確保・育成	4 4
3 産業の振興	4 5
4 交通・通信体系の整備及び情報化の推進	5 2
5 生活環境の整備	5 6
6 高齢者・児童等の福祉の向上及び増進	5 8
7 保健・医療の確保	6 1
8 教育の振興	6 4
9 集落の整備	6 5
10 地域文化の振興	6 6
11 再生可能エネルギーの利用推進	6 7
12 過疎地域に対する行財政上の援助	6 9

I 東京都過疎地域持続的発展方針

1 基本的な事項

(1) 位置付け

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第7条の規定に基づき、過疎地域の持続的発展を目指すため、都の長期計画である「2050東京戦略」をはじめ、各局の計画等と整合を図り、東京都過疎地域持続的発展方針を策定する。なお、本方針は東京都過疎地域持続的発展計画と一体的に策定する。

過疎地域に指定された檜原村及び奥多摩町（以下「多摩地域」という。）並びに大島町、新島村、三宅村、八丈町及び青ヶ島村（以下「島しょ地域」という。）の7町村（以下「過疎地域」という。）を対象とする。

(2) 過疎地域の現状と問題点

① 地域の概況

ア 過疎法の経緯及び指定地域

昭和45年以来、昭和45年度から昭和54年度までは、過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）、昭和55年度から平成元年度までは、過疎地域振興特別措置法（昭和55年法律第19号）、平成2年度から平成11年度までは、過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）、平成12年度から令和2年度までは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「旧法」という。）により、過疎地域に関する取組が進められてきた。

令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、旧法により過疎地域に指定されていた檜原村、奥多摩町、大島町、新島村、三宅村及び青ヶ島村に加え、新たに八丈町が地域指定を受けた。

イ 位置

過疎地域のうち、多摩地域は、都の西部に位置する山間地域にあり、檜原村は、南部が山梨県及び神奈川県に隣接し、奥多摩町は、西部が山梨県に、北部が埼玉県に隣接している。

また、島しょ地域は、東京の本土の港・空港から南方約350kmにわたり太平洋上を南北に連なる伊豆諸島に点在している。新島村は、新島のほか、有人離島である式根島も有している。

ウ 面積

過疎地域の総面積は、令和2年の国勢調査によると、582.69km²（檜原村105.41km²、奥多摩町225.53km²、大島町90.76km²、新島村27.54km²、三宅村55.26km²、八丈町72.23km²、青ヶ島村5.96km²）であり、都の総面積2,194.03km²の約26.56%にあたる比較的大きな割合を占めている。

エ 人口

過疎地域の総人口は、令和7年1月1日現在の住民基本台帳によると、24,852人（檜原村1,923人、奥多摩町4,492人、大島町6,813人、新島村2,415人、三宅村2,211人、八丈町6,838人、青ヶ島村160人）であり、

都の総人口 14,002,534人の約0.18%を占めている。

過疎地域の人口密度は、52人/km²であり、全国平均の327人/km²と比較して極めて低くなっている。

過疎地域の高齢者比率(65歳以上の人口の比率)は、令和7年1月1日現在42.7%であり、都全体の高齢者比率22.5%と比較して高い数値となっている。

また、若年者比率(15歳以上30歳未満の人口の比率)は8.9%であり、都全体の若年者比率17.1%と比較して低い数値となっている。過疎地域の人口構成は、いわゆる「きのこ型」となっている。

オ 他の地域開発立法に基づく地域指定との関係

多摩地域は、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条の規定に基づく振興山村の区域に指定されている。

島しょ地域は、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定に基づく離島振興対策実施地域に指定されており、また、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)第2条第1項の規定に基づく有人国境離島地域に指定されている。

なお、過疎地域の7町村は全て、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項の規定に基づく辺地を包括している。

② 過疎現象の動向

ア 人口動態

昭和50年と令和2年の国勢調査の数値を比較すると、若年層の転出や出生人口の低下などといった社会減と自然減の両方が要因となり、全国の過疎地域では36.4%、都内過疎地域では42.9%人口が減少した。

都内過疎地域の過去の減少率を見てみると、昭和35年と昭和50年の比較が17.6%、昭和50年と平成2年の比較が12.3%、平成2年と平成17年の比較が16.6%、平成17年と令和2年の比較が21.9%となっている。

また、年齢階層ごとの人口動向では、昭和50年と令和2年の国勢調査を比較すると、0~14歳階層は、10,249人から2,495人と大幅に減少し、全体に占める割合も22.7%から9.7%と大きく低下している。

生産年齢人口の15~64歳階層は29,565人から12,368人に減少し、全体に占める割合は65.4%から48.1%に低下した。一方、65歳以上の階層は、5,365人から10,874人に増加し、全体に占める割合も、11.9%から42.3%と高い増加率となっている。

過疎地域における人口は、昭和30年前後から減少傾向を示し始め、昭和35年からの10年程度をピークに急激な減少が進んだ。これは、経済の高度成長が進む中、新規学卒者を中心に、就業機会を求めて第二次産業及び第三次産業を主産業とする都市部へ急激に人口が流出したことによる。近年はUターン、Iターン、Jターン現象により転入者数の増加などがみられ、一部の町村においては社会増(転入超過)となっている。

イ 財政力

過疎地域の各町村の財政力指数は、令和3年度から令和5年度までの3か年を単純平均すると0.22であり、全国市町村平均の0.48に比較して、脆弱な財政状況となっている。

また、全ての過疎町村において、公営競技の売得金及び売上金に係る収益はない。

表 1 町 村 別 面 積 ・ 人 口 等

区分	檜原村	奥多摩町	多摩 地域計	大島町	新島村	三宅村	八丈町	青ヶ島村	島しょ 地域計	合 計
面積 (km ²)	105.41	225.53	330.94	90.76	27.54	55.26	72.23	5.96	251.75	582.69
人口 (人)	1,923	4,492	6,415	6,813	2,415	2,211	6,838	160	18,437	24,852
人口密度 (人/km ²)	18.24	19.92	19.38	75.07	87.69	40.01	94.67	26.85	73.24	42.65
高齢者比率 (%)	53.6	53.3	53.4	38.5	40.4	39.5	39.3	24.4	39.0	42.7
若年者比率 (%)	6.0	7.5	7.1	11.0	9.9	8.6	8.2	8.8	9.5	8.9
財政力指数	0.16	0.27	0.21	0.28	0.18	0.20	0.27	0.16	0.22	0.22

※ 面積は、令和2年の国勢調査による。

※ 人口、高齢者比率（65歳以上）及び若年者比率（15歳以上30歳未満）は、令和7年1月1日現在の住民基本台帳による。

※ 財政力指数は、令和3年度から令和5年度までの3か年の単純平均

表 2 人 口 の 推 移 (昭和35年～令和2年)

(単位:人、%)

区分		檜原村	奥多摩町	多摩 地域計	大島町	新島村	三宅村	八丈町	青ヶ島村	島しょ 地域計	合 計
国勢調査	S35年	5,650	13,785	19,435	12,090	4,438	6,625	11,818	402	35,373	54,808
	S50年	4,686	10,559	15,245	11,097	3,685	4,631	10,318	205	29,936	45,181
	H2年	3,808	8,752	12,560	10,014	3,505	3,911	9,420	203	27,053	39,613
	H17年	2,930	6,741	9,671	8,702	3,161	2,439	8,837	214	23,353	33,024
	H27年	2,209	5,234	7,443	7,884	2,749	2,482	7,613	178	20,906	28,349
	R2年	2,003	4,750	6,753	7,102	2,441	2,273	7,042	169	19,027	25,780
増 (△) 減率	S50/S35	△ 17.1	△ 23.4	△ 21.6	△ 8.2	△ 17.0	△ 30.1	△ 12.7	△ 49.0	△ 15.4	△ 17.6
	H2/S50	△ 18.7	△ 17.1	△ 17.6	△ 9.8	△ 4.9	△ 15.5	△ 8.7	△ 1.0	△ 9.6	△ 12.3
	H17/H2	△ 23.1	△ 23.0	△ 23.0	△ 13.1	△ 9.8	△ 37.6	△ 6.2	5.4	△ 13.7	△ 16.6
	R2/H17	△ 31.6	△ 29.5	△ 30.2	△ 18.4	△ 22.8	△ 6.8	△ 20.3	△ 21.0	△ 18.5	△ 21.9
	H27/S35	△ 60.9	△ 62.0	△ 61.7	△ 34.8	△ 38.1	△ 62.5	△ 35.6	△ 55.7	△ 40.9	△ 48.3
	H27/S50	△ 52.9	△ 50.4	△ 51.2	△ 29.0	△ 25.4	△ 46.4	△ 26.2	△ 13.2	△ 30.2	△ 37.3
住民基本台帳	H27/H2	△ 42.0	△ 40.2	△ 40.7	△ 21.3	△ 21.6	△ 36.5	△ 19.2	△ 12.3	△ 22.7	△ 28.4
	R5年	2,038	4,746	6,784	7,150	2,495	2,301	7,053	168	19,167	25,951
	R6年	1,986	4,603	6,589	6,982	2,453	2,254	6,968	156	18,813	25,402
	R7年	1,923	4,492	6,415	6,813	2,415	2,211	6,838	160	18,437	24,852

※ 住民基本台帳人口は、各年1月1日現在

表 3 年齢階層別人口動向 (昭和35年~令和2年)

(単位:人、%)

区分		檜原村	奥多摩町	大島町	新島村	三宅村	八丈町	青ヶ島村	合計	
0~14歳	国勢調査	S35年	2,153 (38.1)	4,752 (34.5)	4,147 (31.9)	1,414 (39.4)	2,612 (35.7)	4,214 (40.0)	161 (35.5)	
		S50年	1,131 (24.1)	2,282 (21.6)	2,603 (23.5)	750 (20.4)	1,026 (22.2)	2,398 (23.2)	59 (22.7)	
		H2年	488 (12.8)	1,237 (14.1)	1,700 (17.0)	623 (17.8)	713 (18.2)	1,701 (18.1)	38 (16.4)	
		H17年	236 (8.1)	526 (7.8)	1,065 (12.2)	382 (12.1)	138 (5.7)	1,115 (12.6)	41 (10.6)	
		H27年	153 (6.9)	335 (6.4)	873 (11.1)	316 (11.5)	215 (8.7)	898 (11.8)	24 (9.9)	
		R2年	131 (6.6)	337 (7.1)	710 (10.0)	272 (11.1)	225 (9.9)	799 (11.4)	21 (9.7)	
	増(△) 減(△)	S50/S35	△ 47.5	△ 52.0	△ 37.2	△ 47.0	△ 60.7	△ 43.1	△ 63.4 △ 47.3	
		H2/S50	△ 56.9	△ 45.8	△ 34.7	△ 16.9	△ 30.5	△ 29.1	△ 35.6 △ 36.6	
		H17/H2	△ 51.6	△ 57.5	△ 37.4	△ 38.7	△ 80.6	△ 34.5	7.9 △ 46.1	
		R2/H17	△ 44.5	△ 35.9	△ 33.3	△ 28.8	63.0	△ 28.3	△ 48.8 △ 28.8	
15~64歳	国勢調査	S35年	2,997 (53.0)	8,233 (59.7)	7,043 (58.3)	2,564 (57.8)	3,536 (53.4)	6,651 (56.3)	208 (51.7)	31,232 (57.0)
		S50年	2,965 (63.3)	7,176 (68.0)	7,181 (64.7)	2,432 (66.0)	3,101 (67.0)	6,590 (63.9)	120 (58.5)	29,565 (65.4)
		H2年	2,361 (62.0)	5,685 (65.0)	6,344 (63.4)	2,107 (60.1)	2,440 (62.4)	5,881 (62.4)	132 (65.0)	24,950 (63.0)
		H17年	1,504 (51.3)	3,750 (55.6)	5,149 (59.2)	1,789 (56.6)	1,390 (57.0)	5,194 (58.8)	147 (68.7)	18,923 (57.3)
		H27年	1,016 (46.0)	2,375 (45.4)	4,220 (53.5)	1,403 (51.0)	1,319 (53.1)	3,915 (51.4)	130 (73.0)	14,378 (50.7)
		R2年	806 (40.4)	1,998 (42.1)	3,679 (51.8)	1,202 (49.2)	1,151 (50.7)	3,415 (48.7)	117 (69.2)	12,368 (48.1)
	増(△) 減(△)	S50/S35	△ 1.1	△ 12.8	2.0	△ 5.1	△ 12.3	△ 0.9	△ 42.3 △ 5.3	
		H2/S50	△ 20.4	△ 20.8	△ 11.7	△ 13.4	△ 21.3	△ 10.8	10.0 △ 15.6	
		H17/H2	△ 36.3	△ 34.0	△ 18.8	△ 15.1	△ 43.0	△ 11.7	11.4 △ 24.2	
		R2/H17	△ 46.4	△ 46.7	△ 28.5	△ 32.8	△ 17.2	△ 34.3	△ 20.4 △ 34.6	
65歳以上	国勢調査	S35年	500 (8.8)	800 (5.8)	900 (7.4)	460 (10.4)	477 (7.2)	953 (8.1)	33 (8.2)	4,123 (7.5)
		S50年	590 (12.6)	1,101 (10.4)	1,313 (11.8)	503 (13.6)	504 (10.9)	1,328 (12.9)	26 (12.7)	5,365 (11.9)
		H2年	958 (25.2)	1,828 (20.9)	1,960 (19.6)	775 (22.1)	758 (19.4)	1,838 (19.5)	33 (16.3)	8,150 (20.6)
		H17年	1,190 (40.6)	2,465 (36.6)	2,487 (28.6)	990 (31.3)	911 (37.4)	2,524 (28.6)	26 (12.1)	10,593 (32.1)
		H27年	1,040 (47.1)	2,522 (48.2)	2,791 (35.4)	1,030 (37.5)	948 (38.2)	2,765 (36.3)	24 (13.5)	11,120 (39.2)
		R2年	1,058 (53.0)	2,410 (50.8)	2,713 (38.2)	967 (39.6)	894 (39.4)	2,801 (39.9)	31 (18.3)	10,874 (42.3)
	増(△) 減(△)	S50/S35	18.0	37.6	45.9	9.3	5.7	39.3	△ 21.2	30.1
		H2/S50	62.4	66.0	49.3	54.1	50.4	38.4	26.9	51.9
		H17/H2	24.2	34.8	26.9	27.7	20.2	37.3	△ 21.2	30.0
		R2/H17	△ 11.1	△ 2.2	9.1	△ 2.3	△ 1.9	11.0	19.2	2.7

※ 各年における国勢調査の上段は人口、下段は構成比率 (%)

表 4 社会増減の推移(直近5年間)

(単位:人)

区分	檜原村	奥多摩町	大島町	新島村	三宅村	八丈町	青ヶ島村
R2年	54	110	△48	△31	△11	△12	△2
R3年	39	70	△53	△43	7	△5	6
R4年	32	3	1	△21	△23	12	△6
R5年	24	40	△49	2	△16	40	△12
R6年	12	60	△44	△4	△7	△25	7

※ 東京都統計部「人口の動き」より作成(各年1年間の社会増減を記載)

※ 本表における「社会増減」とは、1年間の人口の増減のうち、自然増減(出生数から死亡数を差し引いた数)
以外の要因による人口の増減をいう。

③ 過疎地域の現状

ア 移住・定住・地域間交流、人材の育成・確保

都内過疎地域では人口減少が進んでいるが、Uターン、Iターン、Jターンなどにより社会増となる自治体もある。

また、多摩・島しょ地域への移住に関する相談窓口での相談件数が増加傾向にあるなど、都内過疎地域への移住に対する関心・ニーズが高まっている。

イ 産業

(ア) 産業の特色

(就業構造)

過疎地域全体の就業構造は令和2年の国勢調査によると、産業分類別に、第一次産業は965人で、全就業者数の7.3%（うち農業667人5.0%、林業74人0.5%、漁業224人1.7%）、第二次産業は2,394人で、全就業者数の18.2%、第三次産業は9,546人で、全就業者数の72.7%となっている。

（地域別・産業別就業構造（令和2年国勢調査））

区分	檜原	奥多摩	多摩計	大島	新島	三宅	八丈	青ヶ島	島計	合計
労働力人口	962	2,083	3,045	3,763	1,420	1,298	3,777	133	10,391	13,436
就業者総数	935	1,994	2,929	3,682	1,402	1,278	3,700	131	10,193	13,122
農業	11	32	43	154	15	47	404	4	624	667
林業	24	32	56	7	5	3	3	-	18	74
漁業	-	4	4	69	37	29	84	1	220	224
第一次産業計	35	68	103	230	57	79	491	5	862	965
鉱業等	4	41	45	-	-	-	-	-	-	45
建設業	83	210	293	533	232	228	435	32	1,460	1,753
製造業	92	215	307	99	40	19	127	4	289	596
第二次産業計	179	466	645	632	272	247	562	36	1,749	2,394
電気・ガス等	-	21	21	23	13	11	21	5	73	94
情報通信	8	16	24	21	-	12	23	-	56	80
運輸、郵便	44	104	148	134	58	78	149	3	422	570
卸売、小売	88	176	264	476	183	109	393	3	1,164	1,428
金融、保険	8	19	27	62	8	10	25	-	105	132
不動産、物品賃貸	6	15	21	32	12	1	53	2	100	121
学術研究、専門・技術サービス	20	33	53	75	9	19	57	-	160	213
宿泊、飲食サービス	82	206	288	368	170	110	364	16	1,028	1,316
生活関連サービス、娯楽	44	80	124	122	31	28	115	1	297	421
教育、学習支援	26	79	105	280	117	82	220	23	722	827
医療、福祉	166	381	547	517	134	117	455	4	1,227	1,774
複合サービス	7	24	31	47	37	43	101	6	234	265
その他サービス	107	173	280	314	173	130	241	6	864	1,144
公務員	58	121	179	337	127	186	311	21	982	1,161
第三次産業計	664	1448	2,112	2808	1072	936	2528	90	7,434	9,546
分類不能の産業	57	12	69	12	1	16	119	-	148	217

(事業所構成)

過疎地域の産業別事業所構成は、「令和3年経済センサスー活動調査」によると、総事業所数は1,906(民営のみ)で、第一次産業24(1.2%)、第二次産業346(18.1%)、第三次産業1,536(80.5%)となっており、第三次産業の割合が高い(都内全体では87.1%)。

(地域別・産業別事業所数(令和3年経済センサスー活動調査)民営のみ。)

区分	檜原	奥多摩	多摩計	大島	新島	三宅	八丈	青ヶ島	島計	合計
事業所総数	167	242	409	525	207	235	515	15	1,497	1,906
農業	1	-	1	1	2	-	3	-	6	7
林業	4	7	11	2	-	2	-	-	4	15
漁業	-	2	2	-	-	-	-	-	-	2
第一次産業計	5	9	14	3	2	2	3	-	10	24
鉱業等	-	2	2	1	-	-	-	-	1	3
建設業	27	37	64	66	24	34	48	3	175	239
製造業	14	16	30	24	10	11	27	2	74	104
第二次産業計	41	55	96	91	34	45	75	5	250	346
電気・ガス等	2	3	5	1	1	1	1	-	4	9
情報通信	1	-	1	1	-	-	1	-	2	3
運輸、郵便	1	7	8	16	10	11	18	-	55	63
卸売、小売	30	38	68	147	44	45	101	1	338	406
金融、保険	-	2	2	7	1	2	4	-	14	16
不動産、物品賃貸	4	4	8	9	2	4	20	-	35	43
学術研究、専門・技術サービス	2	3	5	9	2	5	11	-	27	32
宿泊、飲食サービス	37	60	97	117	81	60	163	7	428	525
生活関連サービス、娯楽	10	14	24	36	9	31	49	-	125	149
教育、学習支援	2	2	4	11	1	-	9	-	21	25
医療、福祉	11	16	27	29	4	5	27	-	65	92
複合サービス	2	4	6	9	5	6	7	1	28	34
その他サービス	19	25	44	39	11	18	26	1	95	139
第三次産業計	121	178	299	431	171	188	437	10	1,237	1,536

(イ) 農業

過疎地域における農業は、厳しい自然環境条件の下に置かれているが、各地域の特色を生かした取組が展開されている。農産物は、島しょ地域では、アシタバ、カンショウ、サトイモ等の特産野菜、花き・観葉植物等が、多摩地域では、ワサビ、バレイショ等の特産野菜が栽培されている。

(地域別・農業指標)

区分	檜原	奥多摩	多摩計	大島	新島	三宅	八丈	青ヶ島	島計	合計
農家戸数 戸	119	50	169	139	112	49	319	6	625	794
耕地面積 ha	63	48	111	263	38	86	417	15	819	930
田	1	3	4	—	—	—	—	—	—	4
畠	62	45	107	263	38	86	417	15	819	926

※農家戸数は令和2年「農林業センサス」農林水産省、耕地面積は令和6年「耕地及び作付面積統計」農林水産省

(ウ) 畜産

畜産業については、島しょ地域において自然条件を生かした経営が行われている。八丈町及び青ヶ島村では、自給飼料を活用した肉用牛の繁殖経営により、肥育素牛を都内肥育経営農家等に供給するとともに、堆肥をカンショ等の生産に活用するなど、生産性の向上に大きく寄与している。

また、大島町及び八丈町では酪農も行われており、現地で牛乳や乳製品が生産・流通されている。

(エ) 林業

多摩地域の森林面積は30,918ha（令和6年4月1日現在）、林野率は93%となっており、そのうちスギ、ヒノキ等の人工林が16,977haに上る典型的な山村である。このため、森林資源の蓄積量は大きいものの、地形が急峻^{しづん}で生産コストが高いため、木材等の林産物の生産量は低調である。

島しょ地域においては、森林面積は15,178ha（令和6年4月1日現在）であり、林野率は60%と都平均の36%を大きく上回っている。温暖多雨な気候に恵まれ、樹木の生育に適しているが、年間を通して風が強いため、生育が困難な場所もみられる。特用林産物としては、椿油、木炭等が生産されている。

(地域別・林野面積)

区分	檜原	奥多摩	多摩計	大島	新島	三宅	八丈	青ヶ島	島計	合計
林野面積ha	9,751	21,167	30,918	4,740	1,784	4,184	3,962	509	15,178	46,096
国 有	—	—	—	—	—	152	25	148	325	325
民 有	9,751	21,167	30,918	4,740	1,784	4,031	3,936	361	14,853	45,771
林野率%	93	94	93	52	65	76	55	86	60	79

※令和6年東京都産業労働局調べ（各計と各内訳の数値は、四捨五入のため一致しない場合がある。）

(オ) 水産業

多摩地域において、河川は、水産業に加え遊漁に代表される観光・レクリエーションの場としても利用されており、魚類の放流・養殖、魚道の整備、水辺環境の保全などが進められている。

島しょ地域において、水産業は基幹産業であり、地域経済に大きな関わりを持っているため、規模は零細であるが漁業に寄せる期待は大きい。令和4年の都の島しょ部全体の漁獲量2,091トン・生産額3,083百万円のうち、島しょ地域では、漁

獲量1,016トン・生産額1,379百万円をあげており、水産資源の持続的利用を図るため、漁業生産に必要な施設整備をはじめ、水産資源の管理に関する取組、漁港整備などが進められている。

(カ) 製造業

過疎地域の工業は「令和3年経済センサスー活動調査」によると、事業所数104、製造品出荷額等約47.5億円となっている。

また、付加価値率（付加価値額／出荷額等）は41.3%で、都内全体の付加価値率40.3%をわずかに上回っている。一方、従業者一人当たりの付加価値額は578.3万円であり、都内全体（1163.4万円）を大きく下回っている。

(地域別・産業別事業所数 製造業 (令和3年経済センサスー活動調査))

区分	檜原	奥多摩	多摩計	大島	新島	三宅	八丈	青ヶ島	島計	合計
製造業合計	14	16	30	24	10	11	27	2	74	104
食料品	2	2	4	12	5	5	16	-	38	42
飲料・たばこ・飼料	-	-	-	1	1	1	4	1	8	8
織維工業	1	-	1	2	-	-	2	-	4	5
木材・木製品	6	-	6	-	-	-	-	-	-	6
家具・装備品	-	2	2	1	-	-	-	-	1	3
印刷・同関連	-	1	1	2	-	-	1	-	3	4
化学工業	-	-	-	6	-	-	-	1	7	7
石油製品・石炭製品	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1
プラスチック製品	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1
窯業・土石製品	1	2	3	-	3	1	3	-	7	10
鉄鋼業	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1
金属製品	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1
はん用機械器具	-	2	2	-	1	-	-	-	1	3
生産用機械器具	-	1	1	-	-	1	-	-	1	2
業務用機械器具	-	3	3	-	-	-	-	-	-	3
電子部品等	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1
電気機械器具	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1
輸送用機械器具	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1
その他の製造	-	1	1	-	-	3	-	-	3	4
出荷額等(億円)	20	18.6	38.6	7.1	1.8	x	x	x	8.9	47.5
付加価値額(億円)	5.9	8.3	14.3	4.7	0.7	x	x	x	5.4	19.6
付加価値率(%)	29.6	44.8	36.9	66.4	36.2	x	x	x	60.3	41.3
従業者一人当たり付加価値額(万円)	968.4	476.8	603.8	547.0	382.5	x	x	x	519.8	578.3

※ xは秘匿数値

※ 「出荷額等」、「付加価値額」、「付加価値率」及び「従業者一人当たり付加価値額」の島計、合計は、三宅、八丈及び青ヶ島を除いた値

(イ) 建設業及びサービス業

「令和3年経済センサス活動調査」によると、過疎地域の建設業の事業所数は239である。一方、サービス業（複合サービス業及びその他のサービス業）は173である。

(カ) 卸売業、小売業及び飲食サービス業

「令和3年経済センサス活動調査」によると、過疎地域の卸売業の事業所数は45、小売業は361、飲食サービス業は281となっている。

(地域別・産業別事業所数 卸売業、小売業及び飲食サービス業（令和3年経済センサス活動調査）)

区分	檜原	奥多摩	多摩計	大島	新島	三宅	八丈	青ヶ島	島計	合計
卸売業	5	5	10	13	4	6	12	-	35	45
織維・衣服等卸	1	-	1	-	-	-	1	-	1	2
飲食料品卸	2	1	3	5	2	3	5	-	15	18
建築材料卸	1	1	2	4	1	2	4	-	11	13
機械器具卸	-	2	2	1	-	-	2	-	3	5
その他の卸	1	1	2	3	1	1	-	-	5	7
小売業	25	33	58	134	40	39	89	1	303	361
各種商品小売	-	-	-	2	-	-	-	-	2	2
織物・衣服等小売	-	2	2	11	2	2	8	-	23	25
飲食料品小売	14	17	31	54	18	15	31	1	119	150
機械器具小売	1	1	2	16	4	5	13	-	38	40
その他の小売	10	13	23	46	16	17	35	-	114	137
無店舗小売	-	-	-	5	-	-	2	-	7	7
飲食サービス業	17	39	56	59	17	29	118	2	225	281
飲食店	17	36	53	50	16	28	114	2	210	263
持ち帰り・配達	-	3	3	9	1	1	4	-	15	18

(ケ) 観光関連産業

観光客入込数は、多摩地域で約126万人（令和6年度西多摩地域入込観光客数調査）、島しょ地域で約33万人（令和6年伊豆諸島・小笠原諸島観光客入込実態調査）となっている。

(コ) テレワーク

都内企業（従業員数30人以上）の令和6年度のテレワーク導入率は、58.0%（令和6年度多様な働き方に関する実態調査）となっている。

ウ 交通・通信

(ア) 公共交通

檜原村の交通機関は、隣接するあきる野市にあるJR武蔵五日市駅から、数馬方面及び藤倉方面の2路線を民営バスにより運行している。

また、奥多摩町の交通機関は、JR奥多摩駅から小河内ダム方面の6路線、日原鍾乳洞方面の2路線、川井方面の2路線を民営バスにより運行している。

島しょ地域における本土との交通は、航路及び空路が確保されている。

航路は、竹芝から大島、利島、新島（163km、貨客船で8時間30分（夏季）、10時間35分（冬季）、高速ジェット船で2時間20分）、式根島を経由し神津島（188km、貨客船9時間55分（夏季）、12時間00分（冬季）、高速ジェット船で3時間05分）に至る航路、竹芝から三宅島（186km、6時間30分）、御藏島を経由し八丈島（302km、10時間20分）に至る航路、下田から神津島を経由し式根島、新島、利島に至る航路及び熱海から大島に至る航路がある。

大島航路は、貨客船の東京発が週0～7便、高速ジェット船は毎日1～3便、八丈航路については週7便、下田航路については週6便、熱海航路については毎日1～2便が就航している。

このほか、過疎地域振興特別措置法（昭和55年法律第19号）に基づく対策として建造した船舶による航路が八丈島～青ヶ島間（81km、3時間00分、週4～5便）に開設されている。

空路は、羽田から八丈島へ（287km、55分）毎日3便が就航している。

また、調布から大島へ（104km、25分）毎日2～3便、調布から新島へ（147km、35分）毎日4便、調布から神津島へ（172km、40分）毎日3便、調布から三宅島へ（189km、45分）毎日3便、ドルニエが就航している（季節や繁忙期等により便数の変動あり）。

さらに、島間の交通として、八丈島を起点とし、青ヶ島、御藏島、三宅島、大島及び利島を経由して八丈島へ戻るヘリコマーターが平成5年8月から就航している。

(イ) 道路

令和6年4月1日現在、東京都（知事）管理道路及び町村道の現況は下記のとおりとなっている。

東京都（知事）管理道路は、一定水準の継続的な新設及び拡幅整備を進めてきた結果、規格改良済みは92%、舗装済みは92%と収束に向かい一つある。特に、島しょ地域の規格改良済み及び舗装済みは、100%に達している。

(東京都(知事)管理道路の現況)

町 村 名	総延長 km	改 良 濟		舗 装 濟	
		延長 km	率 %	延長 km	率 %
檜原村	50.1	43.8	87	45.6	91
奥多摩町	82.7	64.2	78	62.6	76
大島町	60.3	60.3	100	60.3	100
新島村	16.4	16.4	100	16.4	100
三宅村	34.5	34.5	100	34.5	100
八丈町	53.7	53.7	100	53.7	100
青ヶ島村	6.4	6.4	100	6.4	100
合 計	304.1	279.3	92	279.5	92

(町村道の現況)

町 村 名	総延長 km	改 良 濟		舗 装 濟	
		延長 km	率 %	延長 km	率 %
檜原村	70.0	21.0	30	29.0	41
奥多摩町	224.4	52.8	24	73.5	33
大島町	438.0	129.9	30	192.5	44
新島村	126.4	50.8	40	55.4	44
三宅村	100.6	51.9	52	73.4	73
八丈町	428.5	142.6	33	180.5	42
青ヶ島村	30.8	16.3	53	16.3	53
合 計	1418.7	465.3	33	620.6	44

(ウ) 情報通信

島しょ部においては、海底光ファイバーケーブルのループ化やケーブル陸揚部の強化等、海底光ファイバーケーブルの整備を進め、通信状況の改善を図ってきた。

また、東京都防災行政無線は全ての過疎地域において整備されており、令和6年度には災害時の通信手段強化を図るため、全ての過疎地域においてモバイル衛星通信機器を配備した。一方で、多摩地域の山間部・島しょ地域等においては、通信事業者による携帯電話基地局の電波が1社も入らない通信困難地域が存在している。

さらに、町村におけるデジタルに関する課題解決のため、都、町村及びGovTech東京の3者の緊密な連携・協働により、都及びGovTech東京のデジタル人材がDXに関する相談に応じるスポット相談や、複数の町村に共通する課題の解決に向けたサポートを行うプロジェクト型伴走サポート、スケールメリットを生かした共同調達を実施している。

エ 生活環境

(ア) 水道

過疎地域における簡易水道等の整備は着実に進み、生活用水のほとんどが水道により賄われている。

(イ) 廃棄物処理

過疎地域（多摩地域は一部事務組合にて処理）では、可燃ごみを全量焼却できるごみ処理施設が整備されており、当該施設は平成14年12月1日以降の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく焼却施設に係る構造基準に適合している。

また、廃棄物の資源化について、多摩地域では16%以上（令和5年度実績）のリサイクル率となっている。島しょ地域においても、空缶、空ビン及びペットボトルの資源回収が行われており、特に青ヶ島村のリサイクル率は25%以上となっている。

大島町及び新島村の焼却灰の処理は、東京都島嶼町村一部事務組合が設置した大島一般廃棄物管理型最終処分場に、三宅村、八丈町及び青ヶ島村の焼却灰は八丈島一般廃棄物管理型最終処分場に埋め立てられている。

(ウ) 生活排水

過疎地域では、地理的な要因等から下水道や浄化槽等、様々な手法により生活排水等の排除や処理をしており、着実に施設整備が進んでいる。

過疎地域の下水道は各町村が整備等を行っており、奥多摩町及び檜原村では下水道の整備を完了し、新島村では本村地区及び式根島地区で下水道の整備を進めている。

各町村の下水道計画区域外では、檜原村及び三宅村では個人設置型により、奥多摩町、大島町及び八丈町では市町村設置型により、浄化槽の整備を進めている。なお、新島村では、若郷地区での漁業集落排水処理施設の整備が完了している。

また、汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の処理について、多摩地域では、一部事務組合が設置した処理施設で処理されている。

大島町、三宅村及び八丈町では、汚泥再生処理センターが、青ヶ島村では、し尿浄化槽清掃汚泥処理施設がそれぞれ整備され、し尿及び浄化槽汚泥の処理が行われている。一方、新島村では、し尿処理施設は未整備となっている。

(エ) 消防施設

東京消防庁に常備消防事務を委託している多摩地域や、独自に消防本部を設置している大島町、三宅村及び八丈町を除き、新島村及び青ヶ島村では非常勤消防団員による非常備消防である。

各町村とも防火水槽や消防ポンプ自動車等の消防施設を整備しつつある。

(オ) 住宅

定住促進に必要な民間住宅は、市場に流通しておらず、公営住宅が一定の役割を担っている。

民間住宅においては、所有者不在で放置された空き家が発生している。

才 社会福祉

(老人福祉施設等)

施設・事業所名	檜原村	奥多摩町	大島町	新島村	三宅村	八丈町	青ヶ島村
老人デイサービスセンター (※1)	1	2	6	1	1	4	1
老人短期入所施設 (ショートステイ) (※2)	3	4	1	1	1	1	0
特別養護老人ホーム	2	4	1	1	1	1	0
養護老人ホーム	0	0	0	0	0	0	0
軽費老人ホーム	0	1	0	0	0	0	0
老人福祉センター	1	0	0	1	0	0	0
在宅介護支援センター	0	0	0	0	0	0	0
地域包括支援センター	1	1	1	1	1	1	1

※1 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、通所型サービス（独自）、通所型サービス（独自／定率）

※2 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

令和7年4月1日現在の開設済施設・事業所数

(その他の福祉施設)

施設名	檜原村	奥多摩町	大島町	新島村	三宅村	八丈町	青ヶ島村
児童福祉施設等							
保育所	1	2	4	2	1	3	0
児童館	1	0	0	0	0	0	0
学童クラブ	0	2	2	0	1	3	0
母子福祉施設	0	0	0	0	0	0	0
市町村保健センター (保健所出張所・支所)	1 ※ア	1 ※ア	1 (1)	1 (1)	0 (1)	1 (1)	1 ※イ

※ア 西多摩保健所所管内

※イ 八丈出張所所管内

保育所は令和6年4月1日時点、児童館は令和6年3月31日時点、学童クラブは令和6年5月1日時点、母子福祉施設は令和7年4月1日時点

- 心身障害者福祉センター巡回相談（身体障害者手帳、愛の手帳、補装具に関する判定等）の実施

檜原村 每年1回実施 令和6年度 希望なし

奥多摩町 每年1回実施 令和6年度 実施 1名

大島町 每年1回実施 令和6年度 実施 13名

新島村 每年1回実施 令和6年度 実施 8名

三宅村 每年1回実施 令和6年度 実施 2名

八丈町 每年1回実施 令和6年度 実施 7名

青ヶ島村 每年1回実施 令和6年度 希望なし

- 児童相談センター巡回相談（児童相談全般（知的障害児愛の手帳新規交付及び更新を含む。））の実施

檜原村・奥多摩町 巡回相談は実施していない

（立川児童相談所管区域のため通常の相談にて対応）

大島町 每年春・秋2回実施 令和6年度実績 18ケース

新島村 每年春・秋2回実施 令和6年度実績 9ケース

三宅村 每年春・秋2回実施 令和6年度実績 15ケース

八丈町・青ヶ島村合同実施 每年春・秋2回実施 令和6年度実績 20ケース

力 保健・医療

各町村が実施する住民に身近な保健事業の実施に当たって、多摩地域においては西多摩保健所、島しょ地域においては島しょ保健所大島出張所、新島支所、三宅出張所及び八丈出張所で、地域の実情を踏まえた支援を行っている。

また、生活環境に関する業務（環境衛生、食品衛生、獣医衛生等）などの各種専門分野においては、必要な規制を実施し、安全確保に努めている。

さらに、島しょ地域において、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康診査等の補助事業を実施している。

医療施設は、令和7年4月1日現在、多摩地域で8か所（病院1、診療所5、歯科診療所2）、島しょ地域で22か所（病院1、診療所7、歯科診療所10、保健所出張所3、支所1）である。

また、過疎地域では、町村が眼科・耳鼻咽喉科・歯科等の特定診療科の専門医師を確保して診療を行う事業に補助を実施している。

島しょ地域での処置が困難な救急患者については、東京消防庁等のヘリコプターを

利用し、東京の本土の都立病院等に搬送して治療している。

キ 教育文化

(ア) 学校教育

過疎地域の令和3年から令和7年までの5か年間の児童・生徒数は、減少傾向にあり、今後も引き続き減少すると見込まれる。

令和6年5月1日現在、小学校児童数は1,008人、中学校生徒数は470人、高等学校生徒数は489人である。

学校数は、小学校が多摩地域に3校、島しょ地域に10校、中学校が多摩地域に2校、島しょ地域に10校、高等学校が島しょ地域に5校、設置されている。

学校施設面では、全ての学校で屋内運動場やプールが整備されているが、児童・生徒数が少ないため、小学校と中学校で共用している場合もある。

また、全ての中学校及び高等学校にコンピュータ教室を設置している。いずれの学校においても、屋内や屋外の運動場が地域に開放されている。

過疎地域所在の公立学校に赴任する教職員のための住宅については、令和7年4月現在、大島町216戸、新島村99戸、三宅村74戸、八丈町148戸、青ヶ島村22戸、島しょ地域全体で559戸及び奥多摩町8戸を設置している。

(イ) 社会教育

過疎地域における都指定の文化財の指定件数は都全体の約1割を占めている。

また、過疎地域には、ホール・劇場等が少ない。図書館については、ほとんどの地域で設置されているものの蔵書数が少ないなど、図書館としての機能が十分でない。

(ウ) 労働移動

中学校卒業生の進学及び就職状況は、島しょ地域では、令和6年3月の卒業生115人のうち、112人（97.4%）が進学している。

多摩地域では、卒業生30人のうち、29人（96.7%）が進学している。

高等学校卒業生は、大島町、新島村、三宅村及び八丈町で総数164人のうち61人（37.2%）が大学等へ進学、69人（42.1%）が専修学校等に入学、29人（17.7%）が就職している。

ク 集落

都や町村において移住促進に向けた取組を行っており、一定数の移住者はいるものの、移住後に地域との関わりが薄く、定住につながらないケースもある。

さらに、地域における防災活動や多文化共生など、地域の課題や住民のニーズが多様化してきている。

ケ 再生可能エネルギー

島しょ地域では、主に内燃力発電により電力が確保されている。

また、一部の町村については、太陽光発電による電力を利用した電気自動車活用の取組や、地中熱を施設の空調等に利用する取組が行われている。

多摩地域では、公益財団法人東京都環境公社が実施しているバイオマス発電及び太陽光発電に由来するF I T電気を東京都檜原都民の森に供給している。

④ 問題点

ア 移住・定住・地域間交流、人材の育成・確保

都内過疎地域への移住に対する関心・ニーズが高まっているが、移住者や関係人口を増やすためには、移住希望者に地域の魅力や生活環境などを理解してもらう必要がある。移住者の住まいの確保に当たっては、限られた土地に新たに住宅を建設する用地が不足している一方で、空き家を生かしきれていない状況がある。

また、移住後に地域との関わりを持つ機会が少ないとことなどから、定住につながらないケースもある。

イ 産業

(ア) 農業

過疎地域では、急峻^{しゆん}な地形など自然条件の制約から耕地が狭く、農家の経営規模も零細であり、農家経済も不安定である。

また、農業従事者の高齢化が顕著であり、後継者不足も大きな問題となっている。

(イ) 林業

多摩地域では、木材需要の減少や木材価格の長期低迷により、林業経営は厳しい状況が続いている。そのため、多摩地域のスギやヒノキ等の人工林の多くが利用期を迎えておりにもかかわらず活用が進んでおらず、森林の循環が停滞している。島しょ地域では、従事者の高齢化や過疎の影響により特用林産物の生産は少量となっている。

(ウ) 水産業

島しょ地域は、良好な漁場に恵まれているが、離島という立地条件による各種の制約を受け、漁業規模も零細であり、漁協・漁家経営も不安定である。このため、漁港をはじめとした生産基盤の整備充実が強く望まれている。

また、漁業者等の高齢化による後継者不足、温暖化等の影響による漁獲の減少が深刻な問題となっている。

(エ) 商工業

多摩地域では、工場に適した平坦地が少ないなどの制約もあり、大規模な工場の誘致等が難しい状況となっている。

島しょ地域では、製造業は水産加工など島の資源を利用するものが多いが、いずれも比較的の規模が小さく経営の安定性に欠けている。

また、離島ということもあり、輸送コスト面での不利等が島外への販路開拓を難しくしている。

さらに、島民生活の安定に大きな役割を果たしている商業も、仕入れ活動において円滑性を欠いている。

あわせて、地域特性を生かした新たな取組を創出する必要がある。

(オ) 観光関連産業

多摩地域は、首都圏からの乗用車又は電車による日帰り観光が主となっているため、地元への経済的効果は薄い。

また、島しょという地理的条件や気象状況に左右されやすく、マリンスポーツ中心のため、夏季中心の集客構造となっている。

(カ) テレワーク

テレワークはコロナ禍に飛躍的に普及したが、出社回帰の動向等を踏まえ、導入・定着に向けた取組をより一層進める必要がある。

ウ 交通・通信

(ア) 公共交通

多摩地域については、主に土日の交通渋滞の解消が課題となっている。

島しょ地域は、東京の本土からの交通距離が遠く、島民の安定した生活や豊かな自然と資源を生かした産業の振興を図るため、東京の本土と島しょ間及び島しょ相互間の交通の安全性、確実性、利便性及び快適性を向上させることが課題である。

(イ) 都道の整備

過疎地域の交通手段は車両が中心であり、道路は生活や産業、経済及び文化等の活動や振興に大変重要な基盤施設となっている。そのため、道路は急峻^{しづん}な地形等の自然条件から起こる災害や緊急事態等に対応できる安全な機能を有さなければならない。

この地域の道路整備は、継続的な新設及び拡幅整備を進めてきた結果、主要な都道の一次改良事業が収束に向かいつつあるが、幅員狭小箇所等もあり、まだ十分な整備状況にあるとは言えない。特に、山間・離島固有の地勢条件により、急カーブ、急勾配等の線形不良箇所や法面崩壊、落石のおそれがある箇所の改善も残されている。

一方、各町村では、地域の振興策として豊かな自然環境を利用した観光施設等の誘致や地場産業の育成を掲げており、現道拡幅や線形改良のほか、トンネルなどによる代替路の確保、歩道の設置、景観整備など地域振興と防災力向上を図る道路整備が求められている。

道路整備事業の実施に当たっては、過疎地域の大部分が国立公園内に当たることから、自然環境や景観に配慮しながら整備する必要がある。

(ウ) 町村道の整備

過疎地域は急峻^{しづん}な地形が多いことから、町村道の大半は幅員が狭く車両の通行困難や通行不能な箇所が多い。道路整備に当たっては、自然環境や景観に配慮しながら整備する必要がある。

(エ) 情報通信

これまで整備してきた海底光ファイバーケーブル、東京都防災行政無線及びモバイル衛星通信機器の着実な維持管理を行い、災害等により過疎地域での携帯電話基地局の伝送路、送電線断や、島しょ地域での海底光ケーブル断線等が発生しても常に通信が確実につながる環境の確保が求められている。さらに、通信困難地域においては、携帯電話基地局の整備を支援しているが、運用・維持コストが課題となっている。

また、特に島しょ地域では、少子高齢化や地理的要因による職員の採用難、島外への人口流出や中途退職などにより職員の欠員状態が続いている、少数の職員が多様な業務を処理せざるを得ず、職員一人当たりの負担が増加している。さらに、都民ニーズが複雑化・多様化していることから、役場業務の質的転換やデジタル人材の育成等により、行政サービスを維持していく必要がある。

エ 生活環境

生活環境施設等は、過疎地域の住民が健康で快適な生活を営めるよう配慮する必要がある。

特に、山間・離島という厳しい条件の中で、施設の老朽化が進んでいることに加え、住民の水への要望、水源水質の変化、耐塩素性病原生物への対策等が求められている。

島しょ地域の町村は財政力が脆弱で^{ぜい}、リサイクル施設の建設や缶、ビン等のリサイクル資源の島外搬出などを行う場合は、東京の本土に比べ高コストになるのが大きな課題である。

過疎地域における生活排水処理については、し尿のみを処理し、その他の生活排水を未処理で放流する単独処理浄化槽が多数あることから、単独処理浄化槽からし尿と併せてその他の生活排水を処理する合併処理浄化槽への転換が大きな課題となっている。

なお、し尿及び浄化槽汚泥を処理するため、大島町、三宅村及び八丈町では汚泥再生処理センターが、青ヶ島村ではし尿浄化槽清掃汚泥処理施設がそれぞれ整備されているが、新島村ではこうした施設が未整備のため、下水道施設の活用を検討している。

消防施設について多摩地域は、山地や河川に囲まれた急峻^{しづん}な地形であることから、消防施設の一層の充実を要する。

また、島しょ地域についても、高低差の著しい地形であることから消防施設の一層の充実を要し、更に海上からの波風の影響により消防施設の劣化が顕著であることから、消防車両等の更新を要する。

住宅に関しては、宅地及び住宅の流動性が乏しいことから、民間の不動産取引が少ないため、空き地及び空き家の有効活用が図られていない。

また、島しょ地域においては、高齢者向けやU J I ターン者向け住宅が求められている中で、島内の限られた土地で新たに住宅を建設する用地が不足している。

オ 社会福祉

過疎地域では急激に高齢化が進行しているため、高齢者が地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、地域特性に配慮したきめ細かな高齢者福祉対策が求められている。

また、高齢者に限らず、住民に福祉サービスが必要となったときに、自分のニーズに合わせてサービスを選択し、利用しながら、地域で自立した生活を続けることができる、サービスの基盤整備を進めていく必要がある。

カ 保健・医療

山間・離島という不利な立地条件に加え、町村の財政力も脆弱なため^{ぜい}、医師、看護師、保健師等の確保が困難となっている。

キ 教育文化

学校教育指導面では、児童・生徒が、地域の特性から社会的経験が不足しがちになったり、学校が小規模であるために相互啓発による望ましい集団活動が不足しがちになったりするなどの教育上の課題がある。

施設面では、公立学校に赴任する教職員のための住宅について、多摩地域は入居者数の減少に伴い充足しているが、島しょ地域においては、戸数の不足解消と老朽化した住宅への対応が課題である。

過疎地域では、ホール・劇場等の文化施設が少ないとことなどから、住民が芸術文化に接する機会が少ない。

また、地域における住民の文化活動の面でも、指導者が少ないとこと等の課題がある。

一方、地域の歴史を伝える文化財や伝統芸能について、人口減少の影響による後継者不足が課題となっている。

ク 集落

急速に進行する少子高齢化や人口減少により、集落や地域コミュニティの維持が難しくなるおそれがある。また、地域コミュニティにおいて、地域と移住者をつなぐ機会を生み出せていない。

さらに、地域課題や多様化する住民のニーズに対し、行政だけでなく多様な主体（町会・自治会・企業・NPOなど）が連携し、公共的な課題を解決していくことが求められている。

ケ 再生可能エネルギー

過疎地域においても、ゼロエミッション東京の実現に向け、再生可能エネルギーの活用などを推進していく必要がある。

特に島しょ地域では、東京の本土が災害により被災した場合、島への燃料供給が停止し、長期間停電することが懸念されていることから、ポテンシャルを最大限活用することで、ゼロエミッション化を実現していく必要がある。一方で、再生可能エネルギーの導入に当たっては、製品、資材等の輸送費、強風及び塩害への対策費用など、導入及び維持管理の費用が東京の本土と比べて高いという課題がある。これに対応するため、固定価格買取制度（FIT）対象の電源を導入する事業者を対象に島しょ地域特有のコスト相当額の支援を実施している。

また、再生可能エネルギー導入に向けて地元関係者間の合意形成が必要不可欠となっており、その取組が求められている。

（3）過疎地域持続的発展の基本的な方向

昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、50年余の過疎対策事業により、過疎地域の基盤整備等は着実に図られてきた。これらが、地域住民の生活環境の向上に寄与したことはいうまでもなく、永年の過疎対策事業の着実な成果といえる。

しかし、これまでの対策でも現状は十分とはいはず、今後も引き続き基盤の整備と充実を図るとともに、空き家を活用した移住定住の促進、地域のブランド化、DXの推進及び再生可能エネルギーの活用など、新たな視点に立った、地域の実情を踏まえた過疎対策を実施していく。

過疎地域は山間・離島という立地条件から交通不便な地にあり、なかでも島しょ地域は太平洋の外海に面し、各島が孤立した、いわゆる「外海孤立型離島」であるため、東京の本土及び他の島しょ町村との交流には限界がある。多摩地域についても、神奈川県、山梨県、埼玉県との県境に接しており、山間部に位置することから、東京の本土の他地域に比べて地理的に不利な条件となっている。

また、財政面についても、地理的、地形的要因から基幹産業が限られており、各町村とも脆弱な財政状況となっている。

こうした現状認識に立ち、基盤の整備はもとより、東京大都市圏に隣接する地域であるこ

とや、本地域のもつ自然的、社会的条件を生かした幅広い取組を推進することで、過疎地域の経済的・社会的な持続的発展を促していく。

① 移住・定住・地域間交流、人材の育成・確保

移住者の確保に向け、関係人口の創出や、移住者を受け入れるための空き家の掘り起こし・活用を進めるとともに、移住者と地域をつなぐ交流促進などに取り組んでいくことで、移住者を増やし、定住により一層つなげていく。

あわせて、地域づくりに寄与する人材の確保・育成を図る。

② 産業の振興

産業の活性化を図り、就業の機会を創出するため、地域の資源、伝統的技術、技能、立地条件等を活用し、各地域の特色を生かした新たな地域産業おこしや、特産品づくりへの支援等各種産業の振興策を推進する。

③ 交通・通信体系の整備

ア 公共交通

多摩地域については、現行のバス路線の維持や運行体系の見直し等を行い、バス交通の活性化を図る。

島しょ地域では、東京の本土と過疎地域及び過疎地域内の各町村間の有機的連携を強化するため、基幹的施設である港湾、ヘリポートを含む空港を整備し、需要の動向等に応じて、定期航路、空路の整備・拡充を図ることにより、隔絶性の緩和、広域観光ルートの開発等観光振興及び他地域との交流の活性化等を図る。

また、緊急時には、ヘリコプターによる輸送を着実に行う。

島内交通については、都道、村道等の整備促進を図り、住民生活の向上、産業振興及び観光開発に寄与するものとする。

イ 道路の整備

多摩地域においては、住民の日常生活を支え、産業の育成及び観光開発等に資するなど、持続的発展を図るために不可欠な基盤施設として、道路の線形改良や拡幅、代替路等の車両が相互に通行できる2車線道路を整備する。

島しょ地域においては、基幹的な基盤施設である港湾、空港及びヘリポートと集落との連携を強化するとともに、住民生活の向上や産業振興及び観光開発を図るために不可欠な基盤施設として、道路の線形改良や拡幅、代替路等の車両が相互に通行できる2車線道路を整備する。

急峻な地形などにより、拡幅整備が困難な箇所については、待避所の設置、法面防護等局所的な改良により、安全性の向上と交通の円滑化を図る。

また、集落内の通学路や観光客等歩行者の多い区間については、必要に応じ歩道設置を行い、歩行者の安全性向上を図る。

ウ 情報通信

海底光ファイバーケーブルや東京都防災行政無線及びモバイル衛星通信機器は、定期的な保守点検の実施などにより適切な維持管理を行う。

また、海底ケーブルの断線による通信障害の発生時や災害発生時に通信が確実につながる環境を確保するため、情報通信の多重化や携帯電話基地局強靭化を推進すると

ともに、通信困難地域解消に向け、町村の携帯電話基地局の整備や、基地局整備が行えない地域でのWi-Fiスポット整備の支援を行う。

さらに、自治体のシステムや事務事業の共同化、デジタル技術を活用した地域主体の課題解決に向けた取組をはじめとする、分野の壁を越えた「政策DX」を推進することにより、将来にわたり安定した住民サービスの提供を目指す。

④ 生活環境の整備

ア 過疎地域の水需要に対応した安定給水の確保に加えて、渇水時や災害時等においても一定の給水を維持し、生活への影響ができるだけ少なくすることに配慮する。このため、地域の実情に即した適切な簡易水道等の計画的整備を進める。

イ 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物処理施設、下水道及び浄化槽の整備の推進に加え、安定的に利用できるよう適切に施設を管理していく必要がある。

ウ 消防水利の整備を中心とする消防施設の充実を図るとともに、消防団員の資質の向上を図るため、専門職員を派遣し訓練を強化する。

また、島しょ地域については、救急患者等の迅速かつ適確な搬送を都、東京消防庁、警視庁、海上自衛隊、海上保安庁及び各町村が一体となって強化するなど、救急業務処理体制の一層の充実を図る。

エ 地域の創意工夫の下、公営住宅の建設も含め、地域の特性に応じた住宅供給を推進・支援していく。

また、空き家改修の促進や「空き家バンク」運営支援等により不動産取引の流動化を図り、需要と供給のミスマッチを解消していく。

⑤ 社会福祉

住民が、高齢や障害などによりサービスが必要となったときに、自分のニーズに合わせて多様なサービスの中から適切なサービスを選択し、利用しながら、地域の中で安心して生活を続けられるよう、基礎的自治体が主体となって、地域の実情に合った福祉サービスの提供システムを構築することが必要である。

こうした観点から、都は、過疎地域が地域特性に見合った福祉施策を展開できるよう支援を行う。

⑥ 保健・医療の確保

地域の実情に合わせた地域保健対策等を行っていく。

また、住民の要望が強い医療の確保については、医師等医療従事者的人材確保や専門医療の確保等を支援し、本地域の医療体制の整備を図る。

⑦ 教育文化

学校教育において地域特性を生かした創意ある教育を行うとともに、社会教育においても、学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進していく。

施設面では、住宅確保が困難な過疎地域に赴任する教職員の生活の安定を確保する。

また、地域の歴史を伝える文化財や伝統芸能を保存・継承するとともに、地域文化振興の資源として、積極的な活用を図る。

⑧ 集落

医療機関、福祉施設、役所等の様々な機能の集積を高めるとともに、公共施設等を活用したコミュニティースペースの創出等、あらゆる世代が集い、交流し、助け合う場の創出を図っていく。

また、町会・自治会等による地域の課題を解決するための取組や地域コミュニティ活性化への取組への支援を推進するとともに、移住者と地域をつなぐ交流促進などに取り組んでいくことで、移住者を増やし、定住により一層つなげていく。

⑨ 再生可能エネルギー

気候変動対策に貢献し、防災力の向上にもつながる再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいく。

(4) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

多摩地域は、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町及び日の出町とともに、「西多摩地域広域行政圏計画」を策定し、水と緑に恵まれた自然環境を生かしながら、地域の連携に基づく新たな活力と文化を創造する圏域づくりを推進している。

島しょ地域は、利島村、神津島村、御蔵島村及び小笠原村とともに、地域力創造対策実施要綱に基づき、「伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造推進計画」を策定し、マリン・リゾートアイランドの形成及び地域資源を生かした特色ある産業の育成の二つを基本戦略として、島の主要産業である観光、農業、水産業等の産業振興を図るとともに、産業を担う人材の育成・組織づくりを推進し、地域力の創造を図ることとしている。

過疎地域持続的発展計画を実施するに当たって、過疎地域の相互間の連携や、非過疎市町村との連携を図りながら、これら広域的な計画との整合性を保ちつつ、施策を展開していくことが必要である。

また、広域経済社会生活圏や近隣都市などの整備計画に合わせて、必要な基盤整備を図っていく。

2 移住・定住及び地域間交流の促進並びに人材の確保・育成

(1) 移住・定住及び地域間交流の促進

移住者の確保に向け、空き家見学や暮らしを体験できるツアーを実施するとともに、移住体験住宅を活用して行う地域交流イベントの支援や移住者・地元住民・関係人口が交流するコミュニティ等の活動などを後押しし、地域資源を生かした移住・定住を促進していく。

(2) 人材の確保・育成

過疎地域の振興を進めていく上で、その基盤を担う人材の確保・育成が不可欠である。そのため、地域に居住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行う地域おこし協力隊の活用などにより、地域づくりに寄与する人材を確保するとともに、地域においてのリーダーを育成する仕組みを構築していく。

3 産業の振興

(1) 産業振興の方針

① 第1次産業

第1次産業は、農林水産物の生産のみならず加工等により他産業への波及効果も期待されることから、過疎地域における農林漁業の振興は地域経済の発展にとって極めて重要なものとなっている。したがって、各地域において地域特性を生かした農林業の振興を図るとともに、特に、島しょ地域では、周辺水域を有効に活用した水産業の振興を図るための施策を講ずる。

② 第2次産業

過疎地域における第2次産業は、建設業、製造業が中心である。建設業については、公共事業に大きく依存している就業構造からの脱却が必要である。製造業については、地域の特産物を原材料とした新製品の開発や製品の販路開拓等を支援する。

③ 第3次産業

第3次産業の中心である観光関連産業は、主に夏季集中型であり、安定した産業とは言い難い。町村や観光協会等と連携し、青ヶ島を除いてほとんどが国立公園区域という恵まれた自然環境等を生かした観光資源の開発を進めるとともに、様々な媒体を活用した情報発信を行い、各地域の特色を生かした振興策を講ずる。

④ 新たな地域産業おこし

過疎地域において就業の機会を創出し、地域の活性化を図る有効な戦略として、地域資源を生かした特産品開発等を進め、これを地域における起業へと積極的に結び付けていく。

また、島しょ地域の魅力再発見とブランド化等に向けた町村における主体的な取組

を促進する。

⑤ 人材育成

過疎地域の振興を進めていく上で、その基盤を担う人材の育成が不可欠である。公益財団法人東京都島しょ振興公社、商工会の活用等により創造的な研究開発の強化、技術力の向上、意識の啓発等に努め、地域の産業をリードする人材の育成を図る。

⑥ 諸計画との整合

過疎地域の産業振興を推進するに当たっては、自然環境の保全、生活環境の向上等に十分配慮しながら、産業振興のための諸計画との整合を図りつつ、各地域の特性を生かした対策の推進に努める。

(2) 農林水産業の振興

① 農業の振興

ア 地域の特色を生かした農業の振興を基本に、地形・気候等の自然条件を考慮しつつ、地域の条件に適合した高付加価値で収益性の高い作物の選定・導入を進め、特産地化を図る。このために、耕地の有効利用や担い手の確保・育成とともに、必要な生産基盤整備を進め、農業振興を図る。

イ 畜産業については、飼養管理や衛生対策等の技術支援により経営の安定化を図り、堆肥を耕種農家に提供することにより地域内の連携体制を確保する。

② 林業の振興

ア 多摩地域については、森林循環を促進し、豊かな森林資源を有効に活用するため、林道など生産基盤の整備や先進技術の導入等により、生産性と収益性の向上を進める。また、林業労働力の確保・育成、並びに多摩産材の利用拡大に努める。さらに、都民・企業等参加の森林づくりを推進する。

イ 島しょ地域については、温暖な気候と多様な天然林資源を生かして、椿などの特用林産物の生産や木炭生産を奨励する。

また、観光・レクリエーションなど、地域特性に合った森林の総合利用を推進する。

③ 水産業の振興

ア 持続的に利用可能な資源である水産資源の活用を図るため、資源管理型漁業及びつくり育てる漁業を推進する。このため、適切な資源管理と生息環境の保全を図り漁業資源の維持・増大を行うほか、魚介類種苗の放流・養殖、漁法の改善などに努める。

イ 島しょ地域では、恵まれた好漁場を積極的かつ効率的に活用し、漁獲金額の増加を図り、漁家経営の安定に努める。このため、資源管理の推進、漁協経営の合理化、漁業金融制度の充実に加え、水産物の流通・加工システムの改善、漁港整備の推進、漁船操業の効率化などを進めるとともに漁業の担い手の確保・育成に努める。

また、漁港周辺海域は、景観や海洋生物に恵まれて、ダイビングや磯遊びの好適地であるため、養浜堤整備や利便施設（休憩所・トイレなど）整備に努める。

ウ 多摩地域においては、マス類の養殖の安定生産とその活用など高付加価値型の水産業を推進し、観光業など他産業と連携した地域振興を進める。

また、地域のシンボルである多摩川などの河川の自然環境の保全、回復を図り、観光・レクリエーション需要にも応えられるよう、適正な漁場の管理・運営に努める。

④ 生鮮食料品の自給対策等

島しょ地域においては、住民の生活に必要な生鮮食料品の島内自給体制を強化することにより、農・水産業の振興に寄与する。

また、島民生活の安定に資するため、計画生産の指導、貯蔵施設等の整備に努める。

(3) 地場産業の振興

地場産業の健全な発展を図るため次の施策を講ずる。

① 特産物を原材料とした新製品に対する助成を積極的に行う。

② 新たな特産品の開発及び製品の販路開拓のための支援を行う。

③ 特産物の加工などに必要な技術開発を支援する。

④ 設備・運転資金などの資金調達を支援する。

(4) 企業の誘致対策

過疎地域における産業の集積は十分でなく、就業の場も少ないため、経済面での自立性が低い。企業の誘致対策は、地域経済の活性化にとって有効であるが、山間・離島という地理的な制約に加え、青ヶ島を除いてほとんどが国立公園内に位置することによる自然環境の保全との調整等の制約から企業の誘致は非常に困難な状況にある。

しかし、自然と調和し、自然を生かした地域産業の振興を進め、多様な就業の機会の創出を支援するため、地域資源等を生かす企業等の立地誘導を図っていく。

(5) 起業の促進

商工会による経営相談等を通じて、地域における起業を積極的に促進する。

また、地域の未利用資源を生かした特産品開発等を進めて、これを地域における起業へと積極的に結び付けていく。

(6) 商業の振興

地域社会の中で重要な役割を果たしている商業の育成強化を図るため、次の施策を実施する。

① 商工会への加入を促進し、併せて経営指導員による経営改善指導を強化し、商店経営の安定を図る。

② 地域住民や観光客にとって魅力ある商店街づくりを行う。

- ③ 設備・運転資金などの資金調達を支援する。
- ④ 観光客の誘致を促進し、宿泊業や飲食業等の経営安定を図る。

(7) 観光の振興

- ① 多摩・島しょ地域において、町村が行う新しい観光需要に対応したきめ細かな受入体制づくりを支援することにより、施設整備、情報発信等を充実させ、観光客の増加を図る。
- ② 多摩・島しょ地域は、自然を生かした体験型の観光コンテンツが大きな魅力となっているが、閑散期や荒天時は観光客が減少し、年間を通じた安定的な集客が課題となっている。このため、閑散期等の誘客につながるコンテンツの開発等の新たな取組を支援していく。
- ③ 多摩地域と島しょ地域の観光情報を提供するそれぞれのウェブサイトやSNS等を通じて、豊かな緑や渓流、海洋といった自然のほか、独自の伝統や文化などの魅力をきめ細かく国内外に向けて発信することで、地域への誘客と認知拡大を図る。

(8) テレワークの定着と促進

職住近接や場所に縛られない働き方を推進するため、テレワークの一層の導入・定着・促進に向けた取組を展開していく。

4 交通・通信体系の整備及び情報化の推進

(1) 交通・通信体系の整備の方針

- ① 島しょ地域
 - ア 航路整備

島外の交通輸送体系の整備、特に港湾施設の整備については、これまでの過疎地域活性化対策においても重点的に推進してきた。その結果、大島航路（大島、新島ほか）は6,000t級船舶、高速ジェット船が就航し、八丈島航路（三宅島、八丈島ほか）においても6,000t級船舶が就航している。

また、青ヶ島においても定期航路が確立されており、東京の本土と島しょ間及び島しょ間における交通事情は著しく改善してきた。

しかし、新島、三宅島及び八丈島では冬季における船舶の欠航回数が多いことから、現在就航率向上のために防波堤及び護岸（防波）の整備を促進している。

また、青ヶ島の海岸線は断崖で、湾入部がないという地形的制約や波浪、風雨が強いという小離島特有の厳しい自然条件からくる制約、並びに、莫大な建設費を要することによる財政的理由から、港湾の整備に時間を要している。

このため、岸壁整備及び護岸（防波）等の整備を重点事業として積極的に促進する。

これにより、船舶が常時接岸できるよう港湾整備を進め、島外交通の安全性、確実性、利便性等の向上を図る。

イ 空路整備

島しょ地域では、航空輸送の果たす役割が極めて高いことから、航空事業者等へ補助を行い、路線の維持を図っている。

ウ 島内陸上交通網整備

島しょ地域の道路は、大島循環線、若郷新島港線、三宅循環線、八丈循環線、神湊八重根港線、青ヶ島循環線等の縦貫又は循環道路を中心として形成され、東京の本土及び近隣離島との交通拠点である港湾や空港施設等を結ぶ基幹道路でもある。その他は、地域内を連携する道路である。

道路の整備は、地域間や空港・港湾施設等との連絡道路のうち、未整備区間の改良を優先的に整備する。

当該地域の集落は、急峻^{しづん}な地形条件から比較的まとまっており、都道が基幹的道路を担っている。

② 多摩地域

現行のバス路線の維持や運行体系の見直し等を行い、バス交通の活性化を図る。

多摩地域の道路は、国道139号及び国道411号、上野原あきる野線、川野上川乗線が、山梨県などの広域経済社会生活圏及び近隣核都市などとの関連道路であり、その他は、地域内を連携する道路である。

道路の整備は、未整備区間の改良を優先的に整備する。

当該地域の集落は、急峻^{しづん}な地形条件から比較的まとまっており、都道が基幹的道路を担っている。

(2) 都道及び町村道の整備

① 都道の整備

過疎地域内の交通手段は車両が中心であり、住民生活の向上、産業及び観光の開発振興、交通の安全性確保、渋滞解消等のため、道路の整備や道路法面の危険な箇所の改良を局所的に行うとともに、各地域の整備計画に合わせた道づくりを行う。

都道は、集落間や空港・港湾施設等との連絡道路のうち、未整備区間の改良整備を優先的に促進していく。改良区間のうちで集落内の通学路や観光客等歩行者が多い区間にについては、必要に応じて歩道設置を行う。

② 町村道の整備

住民の生活道路としての町村道の整備は、各町村の策定する町村道の整備計画に基づいて、逐次、整備促進に努める。

③ 無電柱化の推進

地震や風水害時の電柱倒壊を防ぎ、災害時の円滑な対応につなげるため、都道の無電柱化を推進するとともに、町村への財政的支援・技術的支援を行い、町村道の無電柱化を推進する。

(3) 農道及び林道の整備

農道及び林道は、生産資材の搬入や生産物の搬出を容易にし、生産性の向上に資するなど、農林業振興の上で基盤施設となる。しかし、過疎地域においては、地形が急峻しづんで曲折箇所が多く工事費が嵩むことなどから、整備の進捗率は必ずしも高いとは言えないため、今後とも積極的に、開設・改良・舗装など、整備を進めていく。路線の選定や工法など工事計画の作成や施工に当たっては、地域の環境保全と自然保護に充分配慮していく。

(4) 交通確保対策

① 島しょ地域

島内交通は、小離島を除き、バス運行を必要とする地域には公営バスの運行を確保し、地域住民の利便性向上に努める。

島外交通は、航路、空路及び緊急時の行政ヘリコプターにより確保しているが今後ともその拡充に努める。

航路については、定期航路の就航率向上を図るため、港湾施設の整備を進める。

航空路については、航空事業者への補助を行い、路線の維持を図るとともに、各航空路についての就航率の向上を図る。

また、バスや自家用車等の安全性を向上させるため、幅員狭小箇所の拡幅整備を促進する。地形的に拡幅が困難な箇所については、待避所の設置等により交通の円滑化を図る。

② 多摩地域

バスや自家用車等の安全性を向上させるため、幅員狭小箇所の拡幅整備を促進する。地形的に拡幅が困難な箇所については、待避所の設置等により交通の円滑化を図る。

(5) 情報通信環境の整備

① 自然災害発生時における情報通信環境の確保策や海底光ファイバーケーブルの更なる安定化に向けた中長期対策の検討を踏まえながら、定期的な保守点検の実施やケーブル損傷時の復旧体制の確保などにより着実な維持管理を行う。

また、海底ケーブルの断線による通信障害の発生に備え、情報通信の多重化を推進する。

② 過疎地域における通信困難地域の環境改善に向け、携帯電話基地局整備に係る計画策定及び整備を行う町村や、商用電源や光回線の確保が難しく、携帯電話基地局整備を行えない地域については、太陽光パネルや蓄電池、衛星通信を活用したWi-Fiスポット整備を行う町村に対し財政支援を行う。

そのほか、各町村での災害発生時における携帯電話基地局の停波を回避するため、通信事業者に対して町村役場等、重点的に整備するエリアの基地局強靭化（①衛星通信アンテナの設置、②非常用電源の長時間化）を図るための整備に対して財政支援を行う。

さらに、安全で利便性の高いOpenRoaming対応Wi-Fiを都有施設に整備するとともに、民間施設も利用し駅周辺等の公共空間においても整備を進める。また、市町村が整備を行う際の財政支援や技術支援を行う。

- ③ 東京都防災行政無線及びモバイル衛星通信機器は、常に利用可能な状態に維持し、発災時に即時対応するため、保守管理を実施する。

(6) 情報化の推進

- ① 町村の職員全体のDXに関する知識の底上げを図るため、最新のICTの知識をテーマとする市区町村職員向け勉強会や研修会を実施し、DX推進の中核となるデジタル人材育成の支援を行う。
- ② GovTech東京と連携し、町村のツール・システム開発等の先駆的な取組の推進を支援し、都内全域での共同化を促進する。都が事業費を負担し、GovTech東京が主体となってシステム等を開発・運用することで、町村における横展開を推進していく。
- ③ 区市町村が原則として令和7年度までに実施する主要20業務の標準化及びガバメントクラウド移行に関する助言や情報提供などにより、町村の計画的な取組の支援を行う。さらに、都・町村・GovTech東京が連携し、自治体におけるデジタルの先駆的な取組の実装を支援し、質の高い行政サービスを速やかに横展開する事業を実施していく。
- ④ 島しょ地域においては、将来にわたり安定した住民サービスを提供するため、デジタル技術を活用することで社会課題の解決を図る。

また、自治体の事務事業の共同処理化により、個々の町村で実施している業務を一部へ集約し、各町村に共通する業務システムを活用することで、一括して共同処理を行う。これにより各町村の業務負担を軽減し、将来にわたり安定した住民サービスの提供を目指す。

5 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、住民の定住化を目指した魅力ある地域社会を形成するため、引き続き、水道、下水処理施設等の整備促進を図るとともに、各町村の整備計画に基づき、技術的及び財政的援助を行う。

また、消防救急施設の整備を進める。

(2) 水道、汚水処理施設の整備

① 簡易水道等の整備

住民に清浄な水を安定供給するため、簡易水道施設等の一層の充実が求められている。このため、過疎地域の老朽化施設の更新を進めるとともに、水源の確保及びその効率的な利用に加え、渇水時や災害時等にも対応できるよう施設整備を行い、安全性・信頼性の向上を図っていく。

② 下水道等の整備

過疎地域の生活雑排水及びし尿を排除や処理するため、東京都汚水処理施設整備構想図及び、各町村の策定する生活排水処理基本計画に基づき、下水道、合併処理浄化槽等の整備を推進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

また、東京都の汚水処理に関する広域化・共同化計画等に基づき、都は町村と連携し、

技術支援を行うとともに、安定して良好な事業運営を継続できるよう効率的な管理を促進する。下水道については、新たに創設した補助制度により施設の強靱化^{じんかく}を促進する。

(3) 廃棄物処理

島しょ地域における循環型ごみ処理システムを構築するため、島しょ町村それぞれが策定した「一般廃棄物処理計画（基本計画及び実施計画）」の一層の推進を図る。

また、焼却施設などの基本的な施設は各島でそれぞれ整備が完了しているが、八丈町については、再生利用可能な品目の保管場所確保のため、新たなストックヤードを整備中であり、必要な技術支援を行うとともに、適切な維持管理等の徹底を図る。

なお、島ごとに整備することが難しい管理型処分場については、東京都島嶼町村一部事務組合により大島及び八丈島に設置されている管理型最終処分場の延命化に向けて、適切な維持管理等を図る。

(4) 消防・救急施設の整備

① 島しょ地域

ア 消防施設の整備については、消防水利及び消防車両を重点的に整備する。

イ 消防体制の確立については、消防団員の資質向上を図るため、専門職員を派遣し、訓練を強化する。

ウ 救急体制については、救急業務処理体制の組織化を指導し、救急患者等の移送体制については、都、東京消防庁、警視庁、海上自衛隊、海上保安庁及び各町村が一体となって、更に充実強化する。

② 多摩地域

消防施設の整備については、小型動力ポンプ及び防火水槽の整備促進を図る。

(5) 住宅の確保・空き家対策

都は、町村が社会资本整備総合交付金を活用し、公営住宅整備等の事業や地域の実情に応じた住宅施策を実施することができるよう支援するとともに、公営住宅整備事業に当たっては、国の補助に加えて都による財政的支援を行う。

また、町村が行う空き家対策である空き家の実態調査や地域活性化施設への改修のほか、空き家を移住定住者向けに改修する事業者を支援する場合等に財政支援を実施する。

6 高齢者・児童等の福祉の向上及び増進

(1) 高齢者・児童等の福祉の向上及び増進の方針

都は、都民一人一人が地域で安心して住み続けることができるよう、東京都高齢者保健福祉計画、東京都障害者・障害児施策推進計画、東京都子供・子育て支援総合計画等に基づき、福祉施策を積極的に展開している。

過疎地域においても各計画で掲げる理念や目標に基づき、各自治体が地域の特性と実情に応じた施策を展開できるよう支援を行っていく。

(2) 高齢者・障害者の福祉の向上及び増進を図るための対策

- ① 高齢者ができる限り住み慣れた地域で健康で安心して生活できるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、高齢者の多様なニーズに応じた施設や住まいの整備を推進する。
- ② 認知症のある人と家族を支える地域づくり、地域連携の推進と認知症の早期の気付き、早期診断、早期支援、ケアの充実、人材育成、普及啓発など、総合的な認知症施策を推進する。
- ③ 介護人材の資質向上や確保を図るため、研修等の取組を支援する。
- ④ 障害者が地域で安心して暮らせる社会が実現できるよう、生活基盤を整備する。
- ⑤ 地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する高齢者や障害者に対する福祉サービスの充実及び基盤整備に資する事業を支援する。

(3) 児童の福祉の向上及び増進を図るための対策

- ① 多様な保育サービスの提供や子育てに関する相談支援体制の整備などの子育て家庭への支援等により、安心して子を産み育てられる環境を整備する。
- ② 地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実に資する事業を支援する。
- ③ 平成18年度に創設した「子育て推進交付金」により地域の実情に応じた独自の取組を支援していく。
なお、特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難な地域であって一定の要件を満たす場合、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の規定に基づき、教育・保育給付認定子どもの保育に要する経費については、特例地域型保育給付の対象となる。

7 保健・医療の確保

(1) 保健・医療の確保の方針

保健サービスの確保のため、都及び保健所が過疎地域の実情を踏まえて、各町村に対し、人的支援・財政的支援を行っていく。

医療の確保に関して、各町村は、国保診療所等を設置・運営しているが、脆弱な財政力、不利な立地条件等により、恒常に医師等医療従事者の確保に苦慮しているため、町村に対し確保のための支援を行う。

また、眼科、耳鼻咽喉科等の特定診療科に係る専門医療を確保するための補助を行うほか、常駐医が研修等で不在になる場合の医師の確保、現地での対応が困難な救急患者の受入れ、画像電送システム等を活用した遠隔地医療支援に関し、都立病院等を中心とした支援を行つており、引き続き関係機関との協力体制の充実を図っていく。

(2) 保健衛生の向上

地域の実情を踏まえて各町村を支援し、各種専門のサービスを引き続き実施していく。

また、健康増進法に基づく事業の一環として医療機関の少ない島しょ地域の住民に対して、健康診査（健康増進法に基づくもの）の受診機会の拡大を図り、循環器疾患、がんの早期発見、早期治療を図るため、「検診班招へい費」補助を引き続き実施していく。

(3) 医師等の確保

① へき地診療所勤務医師等給与費補助

へき地診療所に常時勤務する医師及び歯科医師の給与費の一部を補助することで、医師等を確保する。

② へき地勤務医師等確保事業

へき地町村からの派遣要請に基づく都の依頼によりへき地診療所等に長期的かつ安定的に医師を派遣した場合、事業協力病院に対し、協力謝金の交付、代替医師等の雇上経費の助成を行い、医師の安定的確保を図る。

③ 医師奨学金制度

将来、医師の確保が必要な地域や診療科等に医師として従事しようとする都内医学部生に対し地域医療医師奨学金を貸与し、へき地医療等に従事する医師の確保を図る。

④ 自治医科大学卒業医の派遣

自治医科大学の卒業医を、医師確保が困難な町村の公立診療所等に派遣し、医療の確保に努める。

⑤ 地域医療支援ドクター事業による派遣

地域医療への貢献に意欲を有する医師を、常勤の都職員として採用し、医師の確保が困難なへき地等の公立医療機関に一定期間派遣する。

⑥ へき地の医療従事者確保支援策

職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づく無料職業紹介事業所の運営により、へき地町村の医療従事者の確保を支援する。

⑦ 島しょで働く看護職員の定着促進

島しょ地域で働く看護職員を対象に、出張研修を行うとともに、一時的に島を離れる際の短期代替看護職員を派遣することにより、看護職員が働きやすい環境を整え、定着を促進する。

(4) 無医地区対策

令和7年4月1日現在、無医地区はないが、前述のような医師確保対策を進める。

(5) 診療支援等

① 専門医療確保事業

町村が地域の実情に応じ眼科、耳鼻咽喉科等の特定の診療科の専門医を当該町村外から確保して実施する診療事業に対して、経費の一部を補助する。

② 島しょ地域の画像電送システムによる診療支援事業

島しょ医療の基幹病院である都立広尾病院と島しょの医療機関を結ぶ画像電送システムにより、専門医が島しょの医師に対し、単純エックス線、CT、内視鏡等の医療用画像を通じた診療支援を行える体制を整備する等、島しょ地域の診療の支援を行う。

③ 医師が不在の際の短期及び臨時派遣対策

自治医科大学の卒業医や都立病院等の医師を短期及び臨時に派遣し、無医地区化の防止を図るとともに、町村と一緒に医師の確保に努める。

④ 島しょ救急患者搬送体制の整備

島しょ地域の診療所等で対応しきれない患者は、東京消防庁等のヘリコプターで東京の本土へ搬送し、都立広尾病院をはじめとした都立病院や東京型ドクターヘリ協定病院等の高度・専門医療施設に受け入れて治療しており、当該搬送体制の効率的運用を引き続き行う。

8 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

学校教育においては、地域特性を生かした創意ある教育を行うとともに、児童・生徒一人一人の個性を重視し、自ら考え、主体的に判断し、行動できる力を育成していく。

社会教育においては、学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進するとともに、地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進していく。

(2) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備

児童・生徒一人一人の個性を生かす教育を推進するため、基礎的・基本的な内容の指導の徹底を図るとともに、地域の恵まれた自然や伝統ある文化を活用し、地域の人々に接する機会を多くするなどして、郷土を愛する心情を培い、地域社会の形成者としての資質を養えるような施設整備を図っていく。

① 公立小・中学校等教育施設の整備

老朽化・機能低下の著しい校舎や島しょ地域の塩害等による損耗の著しい校舎について

て、その解消はもとより、質的整備の充実を図る。

また、体育館等の吊り天井等非構造部材の耐震化対策等、適切に施設を整備していくよう助言する。

ア 子供達が楽しく学び遊べる環境づくり

イ 地域の学習活動の核としての施設の整備

ウ 健康的かつ安全で快適な教育環境の確保

児童・生徒の学習及び生活のための空間として、児童・生徒の健康と安全を確保することはもちろん、快適で魅力的な教育環境を確保する。

② 教職員住宅の整備

住宅確保が困難な過疎地域に赴任する教職員の生活の安定を確保するため、教職員住宅の不足戸数の解消と居住環境の改善を図る。

(3) 生涯学習の基盤整備

社会教育においては、施設の効率的運用、地域住民の要望、町村の財政力を考慮し、広域的施設の相互利用等により、生涯学習の基盤整備を進める。

9 集落の整備

人口減少社会の到来や高齢化等の現状を見据え、医療機関、福祉施設、役所等の様々な機能の集積を高めるとともに、公共施設等を活用したコミュニティースペースの創出等、あらゆる世代が集い、交流し、助け合う場の創出を図っていく。

また、移住体験住宅を活用して行う地域交流イベントの支援や移住者・地元住民・関係人口が交流するコミュニティ等の活動を後押しする。

さらに、町会・自治会等による地域の課題を解決するための取組や地域コミュニティ活性化への取組への支援を推進していく。

10 地域文化の振興

文化財指定されている民俗芸能等については、文化財の保存、保存及び管理公開に対して補助を行う。

芸術文化振興については、優れた芸術等の公演など芸術文化イベントを開催し、日頃演劇等を観る機会の少ない住民が芸術文化に触れる機会を提供する。

また、国や財団等、他の機関が実施する事業についても情報提供を行い、地域において芸術文化に接する機会を提供していく。

加えて、スポーツを通じて都民や各スポーツ団体の士気向上と生涯スポーツ社会の実現に貢献するとともに、参加や交流を通じて、高齢者の社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成を図る。

1.1 再生可能エネルギーの利用推進

再生可能エネルギーの活用に向けて、地元関係者間での合意形成を図る体制を作り、導入に向けた具体的な検討を進めることで、内燃力発電に過度に依存しないエネルギー供給体制を構築する。そのため、島しょ地域においては、再生可能エネルギー主力電源化の切り札である浮体式洋上風力の導入を目指し、検討を進めていく。

また、再生可能エネルギーの積極的活用や、山間・離島の特性を生かした、自立・分散型エネルギーシステムの導入等による「エネルギーの地産地消」を推進することで、地球環境負荷の低減や、災害時の電力確保及び観光資源としての有効活用等を図っていく。

II 東京都過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 本計画の目的

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第9条の規定に基づき、過疎地域の持続的発展を図るため、東京都過疎地域持続的発展計画を策定する。

本計画は、大都市圏に隣接する地域特性を生かし、産業の振興を図ること等により地域の経済力を強化し、若者が定住し活力ある地域社会を形成するとともに、高齢者や子供たちが安心して生活できる環境を形成するためのものである。

(2) 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年とする。

(3) 本計画の基本方針

「東京都過疎地域持続的発展方針」に基づき、移住・定住の促進、産業の振興、交通・通信体系の整備及び情報化の推進、生活環境の整備、高齢者・児童等の福祉の向上及び増進、保健・医療の確保、教育の振興、集落の整備、地域文化の振興、再生可能エネルギーの利用推進等の各項目について、都の長期計画である「2050東京戦略」をはじめ、各局の計画等と整合を図り、都内過疎地域で実施する都事業、町村等の主体的な取組への支援策などの主な事業を掲げるものである。

(4) 基本目標

引き続き、過疎地域の基盤整備を推進するとともに、新たな視点に立った、地域の実情を踏まえた過疎対策を実施することで、過疎地域の人口が定常的に社会増となる状態（転入者数が転出者数を上回る状態をいう。）を実現する。

(5) 計画の達成状況の評価

都と過疎地域において、本計画に掲げる取組の進捗状況について毎年度、調査・把握し、計画の達成状況を関係者で共有して的確な進捗管理を行い、事業実績として対外的に公表するものとする。

2 移住・定住及び地域間交流の促進並びに人材の確保・育成

関係人口の創出や移住者を受け入れるための空き家の掘り起こし・活用を進めるとともに、移住者と地域住民の交流の促進を図り、更に地域づくりに寄与する人材の確保・育成を進める。こうした取組を通して、より一層移住者を増やし、定住につなげていく。

事業名	事業内容
多摩・島しょ地域への移住・定住促進に向けた相談窓口	多摩・島しょ地域への移住・定住等に関する情報を提供する常設の相談窓口を設置運営する。
多摩島しょ移住定住ポータルサイトの運営	地域の魅力や都・市町村の支援制度などを発信する総合的なポータルサイトを運営する。
島しょ山村地域における移住体験住宅整備補助	移住体験の滞在拠点等として、町村が設置する移住体験住宅等の整備費用を補助する。
移住・定住促進市町村支援事業	市町村の地域の実情に応じた主体的かつ計画的な移住・定住の促進に向けた取組を補助する。 (主なメニュー:移住イベント出展経費補助、移住体験事業補助、地域交流・活動サポート事業、移住体験住宅等を活用した地域交流イベント経費補助)
多摩・島しょ移住定住発信事業	空き家を有効活用した移住事例や地域で活躍する移住者・関係人口と地元住民が連携した取組を広く発信する。
島しょ山村地域における暮らし体験・空き家見学ツアー	島しょ山村地域の生活・文化の体験などを行うとともに、空き家バンク等掲載物件や空き家活用の優良事例を見学するツアーを実施する。
区市町村公営住宅整備事業補助	区市町村が行う公営住宅の整備等について、整備に要する経費の一部を補助する。
空き家利活用等区市町村支援事業	区市町村が行う空き家対策である空き家の実態調査や地域活性化施設への改修のほか、空き家を移住定住者向けに改修する事業者を支援する場合等に財政支援を実施する。

3 産業の振興

(1) 農業の振興

地域の特色を生かした農業の振興を基本に、地形・気候等の自然条件を考慮した高付加価値で収益性の高い作物の選定・導入を進め、特産地化を図る。このため、耕地の有効利用や担い手の確保・育成とともに、農道やかんがい施設等の土地基盤整備、パイプハウスやネットハウス等の生産施設整備、集出荷施設や加工施設等の流通施設整備のほか、鳥獣害対策の推進などにより、農家の経営を支援する。

畜産業については、飼養管理や衛生対策等の技術支援により、経営の安定化を図るとともに、スマート畜産技術の導入を促進し、生産性の向上を図る。

事業名	事業内容	
山村・離島振興施設整備事業	過疎地域の実施する農業振興施設整備に対し、経費の一部を支援する。	
島しょ地域農業DX推進事業	八丈町の実施するスマート畜産施設整備に対し、経費を支援する。	
新規就農者育成総合対策	新たに農業経営を開始した者に対して、早期の経営安定を図るための資金を交付する。	
土地改良事業	沢立貯水池（大島町）	農業用ため池耐震診断評価
	滝川貯水池（大島町）	農業用ため池耐震診断評価
	若郷・本村（新島村）	パイプライン更新 4km等
	笠地貯水池（三宅村）	農業用ため池耐震診断評価
	西原貯水池（三宅村）	農業用ため池耐震診断評価
	西原貯水池（三宅村）	農業用ため池整備基本計画策定
	西原貯水池（三宅村）	農業用ため池改修工事
	笠地（三宅村）	農業用ため池 1箇所
	八重間（三宅村）	パイプライン更新 10.3km等
	銚子の口（八丈町）	農業用ため池改修工事 2地区
	新堤（八丈町）	農業用ため池耐震診断評価
	いぶりや（八丈町）	農業用ため池耐震診断評価
	西見・南原（八丈町）	農道 0.995km
	登立排水路（八丈町）	用排水路 0.07km
	清戸原（八丈町）	農道 0.03km
	末吉排水路（八丈町）	排水路 調査設計
	末吉排水路（八丈町）	排水路 0.46km
	河尻（八丈町）	農道 0.46km、排水路 0.2km
	大賀郷（八丈町）	パイプライン更新 9km等
	池之沢丸山（青ヶ島村）	農業用貯水槽整備 1基

(2) 林業の振興

多摩地域においては、林道等の基盤整備と、先進技術の導入により林業の生産性と収益性の向上を進めるとともに、林業労働力の確保・育成により、スギ・ヒノキの伐採・搬出と花粉の少ないスギ等への植替えを進める。そして、都有施設やPR効果の高い民間施設等において、東京の木 多摩産材の利用を促進することで認知度を高め、多摩産材の利用拡大を図る。このように、伐採・利用・植栽・保育という持続可能な森林循環を確立し、林業の経営強化を図る。

島しょ地域においては、住民の生活に欠かせない林道について適切な整備や維持管理を行う。また、防風、防潮等に重要な役割を果たしている保安林を適切に保全するとともに、椿、木炭等の特用林産物生産の振興や、林道等の周辺において眺望を確保するための伐採など、地域特性に合った森林整備を図る。

事業名	事業内容
林道事業	林道の開設、改良を実施する。
林業先進技術導入事業	先進技術の導入加速化に向け、新たな林業機械の導入を支援するとともに、現場での稼働状況等について調査・検証を実施する。
林業労働力総合対策事業	林業技術者を確保・育成するための研修の実施や、林業経営体等の経営力強化のための資格取得等の支援を行う。
森林循環に資する花粉発生源対策	多摩地域のスギ・ヒノキ林を伐採し、花粉の少ないスギ等を植栽する。
多摩産材の利用拡大 (公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト)	市町村が行う、日常的に多摩産材とふれあうモデル的な公共施設の取組を支援する。
多摩産材の利用拡大 (にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業)	PR効果の高い施設における、多摩産材を用いた内装木質化や什器等の設置を支援する。
中・大規模建築物の木造木質化支援事業	中・大規模の木造木質化建築物を施工する際の、設計費や施工費を支援する。
木の街並み創出事業	多摩産材をはじめとする国産木材を用いて、外壁や外構を整備する際の費用の一部を支援する。
保安林管理	森林の持つ国土保全、水資源の涵養、保健休養等の公益的機能を十分に發揮させるため、森林法に基づく保安林の指定や解除等を行い、標識の設置、伐採許可、台帳整備等により保安林を適正に管理する。
東京の森林魅力アップ事業	森林の持つ多面的機能を、多摩地域と島しょ地域のそれぞれの特性に合わせて発揮させるために、森林整備や景観伐採等を実施する。
東京の森活性化事業	市町村が行う森林整備や木材利用に対する支援、多摩産材や森林・林業に関する都民への普及・PR等を実施する。

(3) 水産業の振興

水産資源の持続可能な利用を図るため、資源管理型漁業及びつくり育てる漁業を推進する。このため、適切な資源管理と生息環境の保全を図り、漁業資源の維持・増大を行うほか、魚介類の種苗放流・養殖、漁法の改善などに努める。

多摩地域においては、マス類の養殖の安定生産とその活用など高付加価値型の水産業を推進する。また、自然環境の保全・回復を図りながら、観光・レクリエーション施設の整備を進めるなど、他産業とも連携した地域振興を進める。

島しょ地域においては、漁協経営の安定のため、専門家による漁協の経営指導を行うとともに、水産物の流通・加工システムの改善、漁港整備、漁船操業の効率化などを進める。

また、観光・レクリエーションなど、他産業とも連携した地域振興を進めるとともに、漁業就業に係るトータルサポート体制整備により、担い手の確保・育成の強化に努める。

事業名	事業内容		
水産経営構造改善事業	漁業生産基盤施設の整備を支援する。		
内水面漁業環境活用施設整備事業	内水面漁業振興施設の整備を支援する。		
漁港の整備	・泉津漁港（大島町）	護岸 防波堤改良 用地	1式 1式 1式
	・若郷漁港（新島村）	防波堤改良 道路	1式 1式
	・羽伏漁港（新島村）	岸壁	1式
	・野伏漁港（新島村）	護岸（改良） 突堤	1式 1式
	・阿古漁港（三宅村）	岸壁改良 道路 <small>しゅんせつ</small> 航路浚渫 突堤 護岸（改良）	1式 1式 1式 1式 1式
	・坪田漁港（三宅村）	防波堤改良	1式
	・伊ヶ谷漁港（三宅村）	岸壁 防波堤 駐車場	1式 1式 1式
	・神湊漁港（八丈町）	防波堤 防波堤改良 岸壁改良 <small>しめんせつ</small> 泊地浚渫	1式 1式 1式 1式
	・八重根漁港（八丈町）	防波堤 防波堤改良 岸壁	1式 1式 1式

(4) 地場産業の振興

地域資源を活用した特産物の生産・加工施設の整備を促進する。

特産物・未利用資源の活用について、商工会及び商工会議所が実施する地域活性化支援事業に対し補助とともに、これに係る技術開発について、試験研究機関等による技術指導を実施する。

また、運転・設備資金の調達を支援するため融資制度を運営する。

事 業 名	事 業 内 容
商工会等への補助 地域活性化支援事業	商工会等が主体となり、地域の小規模事業者の持続的な経営発展に寄与する、地域全体の活性化に向けた事業を企画実施する。
新製品・新技術開発助成	技術力の強化及び新分野の開拓を促進し、東京の産業の活性化を図るため、開業の初期段階のアイデアや構想の技術検証等に要する経費の一部を助成する。
工場巡回技術指導	直接工場に出向いて問題点の解明及び技術指導を行い、また時代に即した最新の技術的課題について、個々の向上実態に即した具体的技術指導を実施する。
制度融資	中小企業の事業に必要な資金を円滑に調達できるよう、都、東京信用保証協会、金融機関の三者が協調して資金を供給する。

(5) 企業の誘致対策

自然と調和し、自然を生かした地域産業の振興を進め、多様な就業の機会の創出を支援するため、地域環境・資源等を生かす企業等の立地誘導を図っていく。

事 業 名	事 業 内 容
東京都企業立地相談センター	都内への立地を希望するものづくり企業等からの相談対応や情報提供を行う。

(6) 起業の促進

創業のための事業計画の作成、必要な資金調達等について、商工会及び商工会議所による経営相談（巡回、窓口相談）等により支援し、地域における起業を積極的に促進する。

また、商工会及び商工会議所が実施する地域活性化支援事業により、地域ブランド開発等を促進し、これを起業へと積極的に結びつけていく。

事 業 名	事 業 内 容
経営改善普及事業 (巡回・窓口相談) 商工会議所(1団体)、 商工会(5団体)	①巡回・窓口相談、②経営・技術強化支援、③講習会等開催、 ④金融指導、⑤記帳指導、⑥地域持続化支援(地域ブランド開発等)を実施する。
商工会等への補助 地域活性化支援事業	商工会等が主体となり、地域の小規模事業者の持続的な経営発展に寄与する、地域全体の活性化に向けた事業を企画実施する。
東京宝島チャレンジ プロジェクト(島しょの「魅力再発見」と「ブランド化」に向けた取組)	複数の島しょにまたがる新たなサービスの起業及び事業化に向けたチャレンジを支援し、島しょ地域全体の付加価値をより高め、ブランド化を一層推進する。

(7) 商業の振興

経営基盤の弱い小規模企業の経営の安定を図るために、商工会及び商工会議所が経営指導員等を設置して行う経営改善普及事業等に対して補助を行い、地域の実情に合ったきめ細かい相談・指導を実施する。

また、商店街での開業やのれん分けを希望する者に対し、開業に必要な経費の一部を補助する。

加えて、多摩・島しょ地域において事業展開を行うベンチャー企業や中小企業に出資を行うファンドを創設し、資金調達支援・ハンズオン支援を行う。

事 業 名	事 業 内 容
経営改善普及事業 (巡回・窓口相談) 商工会議所(1団体)、 商工会(5団体)	①巡回・窓口相談、②経営・技術強化支援、③講習会等開催、 ④金融指導、⑤記帳指導、⑥地域持続化支援(地域ブランド開発等)を実施する。
商工会等への補助 地域活性化支援事業	商工会等が主体となり、地域の小規模事業者の持続的な経営発展に寄与する、地域全体の活性化に向けた事業を企画実施する。
商店街起業・承継支援事業、若手・女性リーダー応援プログラム	都内商店街で開業又は事業承継をする中小企業者等を対象に、開業等の際の店舗新装・改装等に要する経費のほか、店舗賃借料等の資金面での支援及び開業後の経営面等に係る継続的支援を実施する。
多摩・島しょ地域における中小企業支援ファンド	多摩・島しょ地域に根差した魅力的なベンチャー企業や中小企業に対し、ファンドからの出資を行う。

(8) 観光の振興

多摩地域においては、観光施設整備等補助事業により、立地条件や豊かな自然、歴史や文化などに恵まれた観光資源の活用を図る。

島しょ地域においては、島独自の特色を生かした観光資源の開発を促進するため、観光施設整備等補助事業等により、施設整備や情報提供の充実を図るほか、観光関連施設等のバリアフリー化の取組を支援し、誰もが訪れやすい環境の整備を行う。また、クルーズ客船等の誘致及び受入環境整備により、島しょ地域へのアクセス多様化を図る。

さらに、多摩・島しょにおいて、地域における持続可能な観光まちづくりに係る取組を支援することで、サステナブル・ツーリズムを推進する。

加えて、島しょ地域の魅力再発見とブランド化等に向けた取組を推進するとともに、多摩地域と島しょ地域の観光情報を提供するそれぞれのウェブサイトやSNS等を通じて、地域への誘客と認知拡大を図る。

事 業 名	事 業 内 容
多摩・島しょ地域観光施設整備等補助事業	多摩・島しょ地域において、町村が行う新しい観光需要に対応したきめ細かな受入体制づくりを支援することにより、施設整備、情報発信等を充実させ、観光客の増加を図る。
三宅村観光施設整備事業	三宅村が地域固有の自然・歴史・文化等を生かして行う観光施設整備の充実に向けた取組を支援し、観光産業の振興を図る。
多摩地域魅力PR事業	多摩地域の魅力的な観光資源を様々な情報発信ツールを活用し、プロモーションを行うことで、国内外の旅行者への認知を高め、多摩地域への誘客を促進する。
島しょ地域魅力PR事業	島しょ地域の魅力的な観光資源を様々な情報発信ツールを活用し、プロモーションを行うことで、国内外の旅行者への認知を高め、島しょ地域への誘客を促進する。
島しょ地域のバリアフリー観光整備支援事業	障害者などが島しょ地域の観光を楽しむことができる環境を整備するため、観光関連施設や島内交通のバリアフリー化を支援する。
地域のサステナブル・ツーリズム推進事業	経済・文化・環境などの観点から、持続的な観光まちづくりを目的として実施する新たな取組に対して助成し、都内地域の自主的なサステナブル・ツーリズムの取組を推進する。
クルーズ客船受入等に向けた環境整備	東京諸島へのクルーズ客船等の受入促進に向け、誘致活動や受入環境整備を実施する。
地域一体となった観光地づくりに対する町村支援(島しょの「魅力再発見」と「ブランド化」に向けた取組)	島しょにおける宿泊施設の多様化や旅行者に向けた多様なアクティビティ開発を図るため、島しょ町村等が実施する宿泊施設誘致・整備、滞在価値向上のための取組を支援する。 また、廃ホテル撤去後の島しょ町村による跡地の活用に向けた取組を支援する。

(9) テレワークの定着と促進

職住近接や場所に縛られない働き方を推進するため、テレワークの一層の導入・定着・促進に向けた取組を展開する。

事業名	事業内容
テレワークトータルサポート事業	テレワークの導入・定着・促進を図るため、専門家の活用や助成金による機器等の導入支援等により、企業の多様なニーズにきめ細かく対応する。
サードプレイス活用促進事業	都内中堅・中小企業等がサテライトオフィス勤務やワーケーション勤務を可能とする規定を整備し、従業員に利用させた場合に、奨励金を支給する。

4 交通・通信体系の整備及び情報化の推進

(1) 都道等の整備

多摩地域においては、住民の日常生活を支え、産業の育成、観光開発等に資するなど、持続的発展を図るために不可欠な基盤施設として、道路の線形改良や拡幅、代替路等の車両が相互に通行できる2車線道路を整備する。

島しょ地域においては、基幹的な基盤施設である港湾、空港及びヘリポートと集落との連携を強化するとともに、住民生活の向上や産業振興及び観光開発を図るために不可欠な基盤施設として、道路の線形改良や拡幅、代替路等の車両が相互に通行できる2車線道路を整備する。

しゆん 急峻な地形などにより、拡幅整備が困難な箇所については、待避所の設置、法面防護等の局所的な改良により、安全性の向上と交通の円滑化を図る。集落内の通学路や観光客等歩行者の多い区間については、必要に応じ歩道設置を行い、歩行者の安全性向上を図る。

また、地震や風水害時の電柱倒壊を防ぎ、災害時の円滑な対応につなげるため、都道の無電柱化を推進するとともに、町村への財政的支援・技術的支援を行い、町村道の無電柱化を促進する。

農林業の基盤施設となる農道及び林道については、今後とも、新規開設、既設道の改良・舗装などを積極的に進めていく。島しょ地域の漁港関連道については、漁獲物の流通の合理化などを目的とした道路の整備を進める。路線の選定や工法など工事計画の作成や施工に当たっては、地域環境と自然保護に十分配慮していく。

事業名	事業内容					
都道	<p>1 新設 なし</p> <p>2 改良 9路線11,320m</p> <ul style="list-style-type: none">・上野原あきる野線 幅員 9.75m 延長 1,990m 檜原村・奥多摩青梅線 幅員 10.00m 延長 1,900m 奥多摩町・日原鍾乳洞線 幅員 7.00m 延長 400m 奥多摩町・上成木川井線 幅員 8.95m 延長 300m 奥多摩町・大島循環線 幅員 9.25m~9.50m 延長 1,900m 大島町・三宅循環線 幅員 9.25m~12.00m 延長 2,630m 三宅村・八丈循環線 幅員 9.5m~12.00m 延長 1,080m 八丈町・神湊八重根港線 幅員 13.00m 延長 930m 八丈町・青ヶ島循環線 幅員 5.00m 延長 190m 青ヶ島村					

(2) 交通確保対策

多摩・島しょ地域においては、急峻な地形から幅員狭小で通行の障害となっている箇所があり、定期バスの時間短縮や自家用車等の走行性及び安全性の向上などを図るため、検討及び改良を進める。

また、地域の特性・実情に最適な交通手段を確保・維持するため、国の地方バス補助制度に沿って、協議会で生活交通路線として承認された路線を支援する。

島しょ地域においては、離島航路の維持を図るために、離島航路事業者に対して補助を行うとともに、就航率の向上、船舶の安全な航行、けい留施設の有効利用を図るため、各島の地域特性を勘案しながら、岸壁の延伸、防波堤の建設、ふ頭用地の整備を進め、船舶が安全に接岸できるよう港湾施設の整備を積極的に促進する。

また、航空輸送の果たす役割が高いことから、航空事業者等へ補助を行い、路線の維持を図るとともに、ヘリコピューターの安定的な就航を支援する。あわせて、島民の負担の軽減を図るため、引き続き国及び運航事業者と連携し、島民の航空路運賃の低廉化に取り組む。

事業名	事業内容		
港湾施設の整備	・元町港 (大島町)	防波堤（西） 駐車場	370m 1.2ha
	・岡田港 (大島町)	護岸（防波） 物揚場	445m 140m
	・波浮港 (大島町)	防波堤（東） 物揚場（-3.0m）	370m (改良) 140m
	・新島港 (新島村)	防波堤（北） 護岸（防波）Ⅱ	300m 238m
	・三池港 (三宅村)	防波堤 岸壁取付部（改良）	300m 1式
	・神湊港 (八丈町)	護岸（防波）Ⅱ	171m
	・青ヶ島港 (青ヶ島村)	岸壁（-6.0m） 護岸（防波）（東）	80m 80m
空港施設の整備	・大島空港 (大島町)	滑走路 ターミナルビル	1,800m×45m 1棟
	・新島空港 (新島村)	滑走路 ターミナルビル	800m×25m 1棟
	・三宅島空港 (三宅村)	滑走路 ターミナルビル	1,200m×30m 1棟
	・八丈島空港 (八丈町)	滑走路	2,000m×45m

事業名	事業内容
地域公共交通の充実・強化	町村の公共交通計画策定や地域ニーズに応じた輸送手段の導入を技術的・財政的に支援する。
生活バス路線の確保・維持	地域公共交通計画において補助対象系統に位置付けられたバス路線について、路線の確保・維持のため、バス事業者へ路線維持のための費用を助成する。
航路の維持	離島航路事業者へ補助を行い、離島航路の維持を図る。
航空路線の維持	航空事業者等へ補助を行い、路線の維持を図る。
航空路運賃の低廉化	島民の負担の軽減を図るため、国及び運航事業者と連携し、島民の航空路運賃の低廉化に取り組む。

(3) 情報通信環境の整備

島しょ間の海底光ファイバーケーブルのループ化やケーブル陸揚部の強靭化等、海底光ファイバーケーブルの整備を進めてきた。今後は、それらの着実な維持管理を行う。

また、島しょ地域における通信手段の多重化に向けて、衛星通信等の活用を推進する。

今後も、島しょ地域における通信の更なる安定化を目指すとともに、「つながる東京」の実現に向けた取組を進めていく。

事業名	事業内容
海底光ファイバーケーブルの維持管理	島しょ地域において、安定した通信環境の確保を図る。
衛星通信による情報通信基盤の冗長化	通信障害時に島民が利用できる通信手段として衛星通信設備を各島に確保し、フェーズフリーで運用する。
モバイル通信ネットワーク環境整備事業	通信困難地域の環境改善に向け、携帯電話基地局整備に係る計画策定及び整備を行う町村に対し、財政支援を行う。
太陽光を利用したサテライト通信スポット整備事業	通信困難地域で、商用電源や光回線の確保が難しい地域において、太陽光パネルや蓄電池、衛星通信を活用したWi-Fiスポット整備を行う町村に対し、財政支援を行う。
携帯基地局強靭化支援事業	災害発生時における携帯電話基地局の停波を回避するため、通信事業者に対して、基地局強靭化（①衛星通信アンテナの設置、②非常用電源の長時間化）を図るための整備について財政支援を行う。
Wi-Fi環境の整備等	安全で利便性の高いOpenRoaming対応Wi-Fiを都有施設に整備するとともに、民間施設も利用し駅周辺等の公共空間においても整備を進める。 また、区市町村が整備を行う際の財政支援や技術支援を行う。

(4) 情報化の推進

島しょ地域において、デジタル人材の育成支援や最新のデジタル技術を活用することで社会課題の解決を図るとともに、自治体の事務事業の共同処理化等により、将来にわたり安定した住民サービスの提供を目指す。

事業名	事業内容
デジタル人材の確保・育成に係る支援	区市町村のDX推進を担うデジタル人材育成の支援を行う。
業務のデジタル化支援事業	区市町村におけるデジタルに関する課題解決のため、都及びGovTech東京のデジタル人材がDXに関する相談に応じるスポット相談や、複数の区市町村に共通する課題の解決に向けたサポートを行うプロジェクト型伴走サポート、スケールメリットを生かした共同調達を実施する。 また、区市町村が行う主要20業務の標準化及びガバメントクラウドへの移行に関する助言や情報提供などにより、区市町村の計画的な取組の支援を行う。
デジタル×共創による島しょの社会課題解決	デジタル技術を活用した、地域主体の課題解決に向けた取組を推進するとともに、複数プロジェクトを横断的に実施する。
島しょ町村における事務事業の共同処理化	島しょ町村における事務事業の共同処理化により、業務の効率化を図ることで、将来にわたり持続可能な行政経営基盤の確立及び住民サービスの更なる向上を目指す。

5 生活環境の整備

(1) 水道、汚水処理施設の整備

水道、下水道及び浄化槽の整備については、各町村の整備計画に基づき、技術的・財政的支援を行う。

事業名	事業内容
簡易水道事業等補助	「東京都簡易水道事業等助成規則」の規定に基づき、簡易水道等の普及を図り、公衆衛生の向上と公共の福祉の増進とに寄与するため、国庫補助事業等に対して補助を行うほか、都単独の補助を行う。
下水道施設の整備及び施設の強靭化等	「市町村下水道事業都費補助金交付要綱」及び「市町村下水道強靭化事業制度要綱」の規定に基づき、市町村が実施する下水道事業への財政支援や技術支援を実施し、下水道の整備や施設の強靭化を促進する。
浄化槽設置整備費の補助	生活排水対策を推進するため、浄化槽を整備又は浄化槽の設置に係る補助事業を実施している市町村に対し、補助金を交付する。

(2) 廃棄物処理

廃棄物処理施設の整備については、各町村の整備計画に基づき、技術的・財政的支援を行う。

事業名	事業内容
廃棄物処理施設整備費の補助	廃棄物を適正に処理し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために一般廃棄物処理施設を整備する市町村に対し、補助金を交付する。

(3) 消防・救急施設の整備

消防・救急施設の整備については、消防施設・設備の整備を行う町村に財政的支援を行い、施設の充実を図るとともに、専門職員の派遣による消防団の訓練強化を行う。

事業名	事業内容
消防施設整備費補助	「東京都消防施設整備費補助金交付要綱」の規定に基づき、消防施設及び設備の整備事業に対し補助を行う。
専門職員の派遣による消防団の訓練強化	消防訓練所職員を派遣し、消防団員の資質向上を図る。

(4) 住宅の整備

住宅の整備については、町村が地域の実情に応じた住宅施策（空き家対策事業を含む。）を実施することができるよう技術的・財政的支援を行う。

事 業 名	事 業 内 容
区市町村公営住宅整備事業補助 【再掲】	区市町村が行う公営住宅の整備等について、整備に要する経費の一部を補助する。
空き家利活用等 区市町村支援事業【再掲】	区市町村が行う空き家対策である空き家の実態調査や地域活性化施設への改修のほか、空き家を移住定住者向けに改修する事業者を支援する場合等に財政支援を実施する。

6 高齢者・児童等の福祉の向上及び増進

(1) 高齢者・障害者福祉

高齢者ができる限り住み慣れた地域で健康で安心して生活できるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、高齢者の多様なニーズに応じた施設や住まいの整備を推進する。

認知症のある人と家族を支える地域づくり、地域連携の推進と認知症の早期の気付き、早期診断、早期支援、ケアの充実、人材育成、普及啓発など、総合的な認知症施策を推進する。

介護人材の資質向上や確保を図るため、研修等の取組を支援する。

障害者が地域で安心して暮らせる社会が実現できるよう、障害者の地域における生活基盤を整備する。

地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する高齢者や障害者に対する福祉サービスの充実及び基盤整備に資する事業を支援する。

事 業 名	事 業 内 容
老人福祉施設の整備費補助	特別養護老人ホーム等の整備を図るため、施設を設置する社会福祉法人等に対し、その整備費の一部を補助する。
介護老人保健施設の整備費補助	介護老人保健施設の整備を図るため、施設を設置する医療法人等に対し、整備費の一部を補助する。
認知症高齢者グループホームの整備費補助	認知症高齢者グループホームの整備を図るため、都独自の補助を行う。
小規模多機能型居宅介護事業所等の整備費補助	小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特別養護老人ホーム等の整備を図るため、都独自の補助を行う。
認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業	行方不明の認知症のある人を早期に発見するため、区市町村が行うGPSを活用した見守り支援や、地域における見守りネットワークの構築のほか、家族会の育成・支援などの取組を支援する。
認知症疾患医療センター運営事業	都が指定する「認知症疾患医療センター」において、認知症の診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域の医療・介護関係者等との連携の推進、認知症のある人と家族介護者等への支援、人材の育成等を行うことにより、認知症のある人の地域生活を支える医療体制の構築を図る。 また、地域拠点型認知症疾患医療センターに、区市町村と連携して、受診困難な認知症のある人等への訪問支援を行う認知症アウトリーチチームを配置する。

事 業 名	事 業 内 容
認知症支援推進センター運営事業	医療従事者等の認知症対応力向上の支援拠点として設置した「認知症支援推進センター」において、認知症の専門職向けの研修や、区市町村において認知症ケアに携わる医療専門職等の人材の育成を行うとともに、認知症疾患医療センター未設置地域の医療従事者等への認知症に関する支援を実施する。
認知症サポート活動促進事業	認知症サポートの養成と認知症サポートの活動を促進するため、認知症サポート養成講座の講師役と、チームオレンジの中核となるチームオレンジコーディネーターの養成を行うほか、チームオレンジの立ち上げや活動を、区市町村の状況に応じてきめ細かに支援する。
認知症とともに暮らす地域あんしん事業（認知症サポート検診事業）	軽度の認知機能障害から認知症の初期、中・重度までの段階に応じて、適切な支援が受けられる体制を構築するため、地域の実情に応じた認知症に関する正しい知識の普及を進めるとともに、認知症検診と地域における検診後のサポートを推進する。
初任者研修等資格取得支援事業	島内での介護職員確保に向け、地域住民等へ研修機会の提供を図るため、介護の仕事を始める上で基本となる初任者研修等を島しょ地域において実施する。
介護職員スキルアップ研修事業	都内介護事業所に勤務する介護職員に業務上必要な医療的知識、高齢者特有の身体的特徴、緊急時の対応などについて研修を実施する。
介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業	都内の介護保険事業所や障害者施設等に勤務する介護職員等に対し、社会福祉士及び介護福祉士法に規定される喀痰吸引等研修を実施する。
居宅介護支援事業所管理者向けマネジメント支援研修	都内の居宅介護支援事業所の管理者（原則として主任介護支援専門員）を対象に、所属の介護支援専門員の育成等のための手法を養う内容の研修を実施する。
介護支援専門員研修事業	介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するよう、必要な知識、技能を有する介護支援専門員を養成するとともに、更なる質の向上を図る。
サービス管理責任者研修	障害者総合支援法等に則った適切かつ円滑な運営に資するよう、必要な知識、技能を有するサービス管理責任者等の養成及び資質の向上を図る。
相談支援従事者研修	障害者等の意向に基づく地域生活の実現に必要なサービスの総合的かつ計画的な利用支援等のため、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員の養成及び資質の向上を図る。

事 業 名	事 業 内 容
障害者・障害児地域生活支援3か年プラン（障害者施設整備助成）	<p>障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域居住の場（グループホーム）や日中活動の場等の地域生活基盤を重点的に整備するとともに、重度障害者の利用を促進する。</p> <p>また、障害児支援の体制整備に向けて、児童発達支援センターや主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所について各区市町村1か所以上の設置を推進する。</p>

(2) 児童福祉

地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実に資する事業を支援している。

また、平成18年度に創設した「子育て推進交付金」により地域の実情に応じた独自の取組を支援している。

今後も、多様な保育サービスの提供や子育てに関する相談支援体制の整備などの子育て家庭への支援等により、安心して子供を産み育てられる環境を整備していく。

事 業 名	事 業 内 容
子供家庭支援区市町村包括補助事業	区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実に資する事業を支援する。
子育て推進交付金	子育て支援の主体である区市町村が、地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう支援を行う。

7 保健・医療の確保

(1) 保健衛生の向上

地域の実情を踏まえて各町村を支援し、各種専門のサービス（環境衛生、食品衛生、獣医衛生等）を引き続き実施していく。

健康増進法に基づく健康診査の「検診班招へい費」補助により、医療機関の少ない島しょ地域の住民に対して受診機会の拡大を図り、循環器疾患・がんの早期発見、早期治療を図る。

(2) 医師等の確保

現在各町村とも医師が常駐しており、無医地区は存在しないが、引き続き、医師等の確保対策として、次の事業を実施する。

事 業 名	事 業 内 容
へき地診療所勤務医師等給与費補助	「東京都へき地医療運営費等補助金交付要綱」の規定に基づき、へき地診療所勤務の医師及び歯科医師を確保するため、財政基盤が弱い町村に対し、医師及び歯科医師の給与費の一部を補助する。補助額は、財政力指数等に基づき、補助ランクを設けて算出する。
へき地勤務医師等確保事業	へき地診療所等に長期的かつ安定的に医師を派遣した場合、事業協力病院に対し協力謝金の交付、代替医師等の雇上経費の助成を行う。
医師奨学金制度	将来、医師の確保が必要な地域や診療科等に医師として従事しようとする都内医学部生に対し地域医療医師奨学金を貸与し、へき地医療等に従事する医師の確保を図る。
自治医科大学卒業義務年限医の派遣	在学中からへき地での研修を行い、将来の勤務に備えるほか、卒業後は医師確保が困難な町村の公立診療所等に派遣する。
地域医療支援ドクタ一事業による派遣	地域医療への貢献に意欲を有する医師を、常勤の都職員として採用し、医師の確保が困難なへき地等の公立医療機関に一定期間派遣する。
へき地の医療従事者確保支援	職業安定法に基づく無料職業紹介事業所の運営により、へき地町村の医療従事者の確保を支援する。
島しょ地域で働く看護職員の定着促進	島しょ地域への出張研修や一時的に島を離れる際の短期代替職員派遣を実施する。
市町村公立病院等医師派遣事業補助	東京都地域医療支援ドクタ一事業及び東京都へき地勤務医師等確保事業に基づく派遣医師に、医師派遣手当を支給する市町村に対して補助する。

(3) 診療支援等

各町村の診療支援事業として、引き続き専門医療の確保支援や救急医療体制の整備等を行う。

事 業 名	事 業 内 容
へき地専門医療確保事業	「東京都へき地医療運営費等補助金交付要綱」の規定に基づき、町村が専門医療を実施する際に、専門医師等の確保のための調整を行うとともに、当該町村外からの専門医師等の確保に要する経費を補助する。
島しょ地域の画像電送システムによる診療支援事業	島しょ医療の基幹病院である都立広尾病院と島しょ地域の医療機関を結ぶ画像電送システムを整備し、専門医が島しょ地域の医師に対し、単純エックス線、CT、内視鏡等の医療用画像を通じた診療支援を実施する。
医師が不在の際の短期及び臨時派遣対策	現地医師の研修、休暇等による無医地区化を防止するため、自治医科大学の卒業医や都立病院等の医師を短期及び臨時に派遣する。
島しょ地域の救急患者搬送体制の整備	島しょ地域の医療機関において対応困難な救急患者を、東京消防庁等のヘリコプターで都立広尾病院を中心とした東京の本土の高度・専門医療施設へ搬送する体制について、引き続き効率的な運用を図る。
ヘリコプター等添乗医師等確保事業	「東京都へき地医療運営費等補助金交付要綱」の規定に基づき、救急患者を搬送するヘリコプターに添乗する医師、看護師等に対して災害補償費及び添乗手当を支給する島しょの町村に対し、その経費の一部を補助する。
人工透析医療運営事業	「東京都へき地医療運営費等補助金交付要綱」の規定に基づき、島しょ町村が運営する診療所及び病院が行う人工透析医療の運営に要する経費の一部を補助する。
へき地患者輸送車運行費補助事業	「東京都へき地医療運営費等補助金交付要綱」の規定に基づき、へき地町村が行う患者輸送車の運行に要する経費の一部を補助する。
へき地産科医療機関運営費補助事業	身近な地域で安心して出産できる環境を整えることを目的として、実際に分娩を取り扱う医療機関を有するへき地町村に対し、産科医療機関の運営に必要な経費を補助する。
へき地産科医療機関設備整備費補助事業	身近な地域で安心して出産できる環境を整えることを目的として、産科医療機関として必要な医療機器の整備に要する経費を補助する。

事 業 名	事 業 内 容
へき地診療所医療機器整備費補助事業	へき地診療所を設置する町村に対し、医療機器の整備に要する経費の一部を補助する。
へき地診療所施設整備費補助事業	へき地町村が行うへき地診療所及び医師住宅等に係る施設整備事業に対し、その経費の一部を補助する。
へき地患者輸送車（艇）整備費補助事業	へき地町村が行う患者輸送車（艇）の整備に要する経費の一部を補助する。
国民健康保険直営診療施設等施設整備費補助事業	国民健康保険診療施設を運営する町村に対し、施設及び設備の整備に要する経費の一部を補助する。
デジタル技術を活用した島しょ医療の診療支援	遠隔診療支援等、デジタル技術を活用した島しょ医療の診療支援について、地域の実情も踏まえて検討し、島しょ町村や支援側医療機関等と連携を図りながら実施していく。
島しょ地域リハビリテーション提供体制構築支援	島しょ地域におけるリハビリテーション機能の充実を図るために、島しょ地域リハビリテーション提供体制の構築を支援する。

8 教育の振興

学校教育活動においては、へき地・小規模校の教育水準・教育効果の向上を図るため、指導訪問等を行う。

小・中学校施設は、老朽化・機能低下等の著しい校舎について、その解消を含む質的整備の充実を図るため、適切に整備していくよう助言する。

また、教職員住宅の新築及び改築並びに改修等の整備を行い、教職員の生活の安定と良好な居住環境を確保し、教職員が充実した教育活動に打ち込めるよう条件整備を行う。

地域の特性に応じた生涯学習の振興を促進するとともに、図書館等の未整備地域に対し、都立図書館の蔵書の貸出等を行い、図書に接する機会の増大を図る。

事業名	事業内容
へき地・小規模校の教育水準及び教育効果の向上	<ul style="list-style-type: none">指導訪問現地教員研修会の開催各学校の実態に即した教育方法の開発研究の支援
バーチャルによるTOKYO GLOBAL GATEWAYプログラムの提供	島しょの児童・生徒が学校にいながら「TOKYO GLOBAL GATEWAY」(TGG)での実践的でグローバルな英語学習を体験できるよう、VRを活用したバーチャルによるTGGの特別プログラムを開発・提供する。
島しょ地域における教育DX推進	島しょ地域の町村と連携し、デジタルツールの導入支援やデータ利活用による授業改善など、島しょ地域における教育DXを推進する。
生涯の健康に関する理解促進及び相談支援	学童期・思春期における健康に関する正しい知識を身に付け、心身の健康への関心を促進するとともに、産婦人科医による相談体制を整備する。
島外生徒受入事業	島しょ以外の都内に居住する生徒が島しょの都立高校へ進学できる取組として、島しょの町村と協力し、島しょの高校への島外生徒の受け入れ及びそのPR実施により、島しょ地域の活性化を図る。
教職員住宅の新築及び改築	教職員住宅の不足戸数の解消と居住環境の改善を図る。
図書資料の充実への支援	<ul style="list-style-type: none">協力貸出サービス都立図書館の除籍済資料の寄贈

9 集落の整備

移住体験住宅を活用して行う地域交流イベントの支援や移住者・地元住民・関係人口が交流するコミュニティ等の活動を後押しする。さらに、町会・自治会等による地域の課題を解決するための取組や地域コミュニティ活性化への取組への支援を推進していく。

事 業 名	事 業 内 容
移住・定住促進市町村支援事業【再掲】	市町村の地域の実情に応じた主体的かつ計画的な移住・定住の促進に向けた取組を補助する。 (主なメニュー：移住イベント出展経費補助、移住体験事業補助、地域交流・活動サポート事業、移住体験住宅等を活用した地域交流イベント経費補助)
地域コミュニティ活性化事業(まちのつながり応援事業)	地域コミュニティを活性化するとともに、新たな支え合いの形を創出するため、東京都つながり創生財団と区市町村が連携して、町会・自治会とスキルを持ったボランティア(プロボノ)等とのコーディネートを行い、町会・自治会の活動を支援する。
地域の底力発展事業助成	町会や自治会の地域活動を推進するため、町会・自治会が主催し、多くの地域住民の参加・利用により地域の課題解決を図る取組(世代間交流イベント、防災訓練、デジタル活用支援等)に対して助成する。

10 地域文化の振興

東京都指定文化財（民俗芸能等）保存のための助成措置、優れた芸術の公演等の文化活動を行う。

また、スポーツを軸とした豊かな地域づくりや、スポーツを活用した地域活性化に取り組む。

事業名	事業内容
文化活動の実施	<ul style="list-style-type: none">・文化財保存 東京都指定文化財（民俗芸能等）の保存助成を行い、地域文化の継承を図る。・島しょ芸術文化振興事業 舞台芸術に触れる機会の少ない島しょ地域の住民に、優れた芸術等の鑑賞機会を提供することで、芸術文化の振興を図る。
東京都スポーツ大会等の開催	各種スポーツ大会を開催することで、都民や各スポーツ団体の士気向上と生涯スポーツ社会の実現に貢献するとともに、スポーツ活動継続への動機付けとし、都民の健康増進及び体力向上並びに地域の活性化に寄与する。
R10ねんりんピック東京大会における交流大会の実施	令和10年度にねんりんピックを都で開催することで、スポーツや文化種目の交流大会などを通じ、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、長寿（Chōju）社会の形成を図る。

1.1 再生可能エネルギーの利用推進

気候変動対策に貢献し、防災力の向上にもつながる再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいく。

事業名	事業内容
住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業	リース、電力販売、屋根借り、自己所有モデル等により初期費用ゼロで太陽光発電設備及び蓄電池を設置する事業者に対して助成し、サービス利用料の低減等を通じて、住宅所有者に還元する。
災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業	家庭部門でのカーボンハーフに向けて、省エネ・再エネ住宅普及拡大を促進するため、蓄電池、太陽光発電設備等の設置をした住宅に、その費用の一部を助成する。
太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業	太陽光発電設備及び蓄電池の導入に係る都民の負担を軽減するため、都と協定を締結する事業者が購入希望者を募集し、共同購入によるスケールメリットにより購入価格の低減を図ることで導入を促進する。
Airソーラーの普及拡大	日本生まれの軽量・柔軟な次世代型の太陽電池であるAirソーラー実装の黎明期において、都有施設への先行導入や、これを都内に設置する者に対し支援を行うことで、設置事例の蓄積により施工方法等を確立するとともに、積極的導入・需要創出により量産体制構築に貢献する。
地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業	都内に地産地消型再エネ発電等設備・熱利用設備の設置、又は都内に環境価値を還元することを条件に、都外（東京電力管内）に地産地消型再エネ発電等設備を設置する事業者に対して、経費の一部を補助する。
区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業	区市町村が都内及び都外に導入する再エネ発電設備（太陽光発電等）や、熱利用設備（地中熱・太陽熱・バイオマス熱利用等）の導入等に対して補助を実施する。再エネ発電設備と併せて設置する場合には蓄電池の導入に対しても補助を実施する。
集合住宅における再エネ電気導入促進事業	集合住宅の建物全体に再エネ電力の導入を促進するため、再エネ100%電力の導入を条件に、高圧一括受電のための設備導入等に係る費用を支援し、更に太陽光発電設備を設置する場合には、太陽光発電設備の設置費用も補助する。
再エネ電源都外調達事業（都外PPA）	都外に再生可能エネルギー発電設備を設置し、その再エネ電気又は環境価値の利活用に取り組む都内需要家に対して、当該設備の導入に必要な経費の一部を補助する。

事 業 名	事 業 内 容
小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業	自ら又は発電事業者と連携して、再エネ発電設備を新設し、再エネ電力を都内需要家に供給する小売電気事業者に対して、設備導入等経費の一部を補助する。
都有施設の再エネ100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業	島しょ地域の町村、事業者、住民の太陽光発電設備等の設置を支援するとともに、既存都有施設へ太陽光発電設備の設置を実施する。
東京ゼロエミ住宅及び建築物環境報告書制度の推進に向けた総合対策事業	「東京ゼロエミ住宅」の基準を満たす新築住宅の整備促進や、住宅供給事業者（中小企業者）への開発支援、地域工務店等への技術向上支援等を実施する。
賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業	賃貸住宅における建物全体の省エネ化と再エネ電気の導入を促進するため、賃貸住宅オーナー等に対して、省エネ性能の診断・表示及び断熱改修等に係る費用を助成するとともに、低圧電力一括受電の導入を条件に、太陽光発電設備等に係る経費を助成する。 また、賃貸住宅オーナーに対し、技術的知見や物件情報等を有する「コンシェルジュ」が、省エネ性能診断前から断熱改修及び再エネ導入までを伴走支援する事業を実施する。
浮体式洋上風力発電導入推進事業	伊豆諸島海域における浮体式洋上風力のGW級ファームの導入を目指し、調査等を実施する。
区市町村との連携による環境政策加速化事業	区市町村が実施する、地域の多様な主体との連携や、地域特性・地域資源の活用等、地域の実情に即した取組のうち、東京の広域的環境課題の解決に資するものに対して、必要な財政的支援を実施し、都と区市町村等が一体となって取り組むことにより、東京全体の環境政策の一層の推進を図る。
島しょ地域における再エネ導入促進事業	島しょ地域への再生可能エネルギー普及拡大に向け、発電量に応じた支援を実施する。

12 過疎地域に対する行財政上の援助

過疎地域に対する行財政上の援助に係る制度又は措置は、次のとおりである。

事業名	事業内容
市町村総合交付金	「東京都市町村総合交付金交付要綱」の規定に基づき、市町村に対する財源補完制度として、行財政を総合的に支援し、市町村行財政基盤の安定、強化及び過疎地域の振興の一層の促進を図る。
島しょ山村地域における移住体験住宅整備補助	移住体験の滞在拠点等として、町村が設置する移住体験住宅等の整備費用を補助する。
移住・定住促進市町村支援事業	市町村の地域の実情に応じた主体的かつ計画的な移住・定住の促進に向けた取組を補助する。
区市町村公営住宅整備事業補助	区市町村が行う公営住宅の整備等について、整備に要する経費の一部を補助する。
空き家利活用等区市町村支援事業	区市町村が行う空き家対策である空き家の実態調査や地域活性化施設への改修のほか、空き家を移住定住者向けに改修する事業者を支援する場合等に財政支援を実施する。
経営構造対策事業	「東京都経営構造対策事業実施要領」の規定に基づき、農業振興地域において、産地競争力の強化を目的に、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化等、地域における生産対策を総合的に推進するための施設整備等を支援する。 補助対象経費の3/4以内
山村振興等特別対策事業	「東京都山村振興等特別対策事業実施要領」の規定に基づき、振興山村、過疎地域、離島及び特定農山村の振興を図るため、地域の特性を生かした多様な産業の振興、都市との交流促進及び担い手の確保に必要な事業を総合的に実施する。 補助対象経費の3/4以内
山村・離島振興施設整備事業	「東京都山村・離島振興施設整備事業実施要領」の規定に基づき、地域の特性に応じた事業の実施を通じて、山村・島しょ地域の農業の振興を図ることにより、地域資源の活用・保全に資するとともに、就業機会の確保及び農業生産の環境整備を支援する。 補助対象経費の3/4以内
土地改良事業	「東京都土地改良事業補助金交付要綱」の規定に基づき、農業生産性の向上を図るために行う、農道の新設又は改良等をはじめとする土地改良事業に対して助成する。

事 業 名	事 業 内 容
島しょ地域農業DX推進事業	「島しょ地域等における農業のDX推進事業費補助金交付要綱」に基づき、東京型スマート農業の確立に向けて、島しょ地域等におけるデジタル技術を活用した農業振興を支援する。 補助対象経費の10/10以内
多摩産材の利用拡大(公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト)	市町村が行う、日常的に多摩産材と触れ合うモデル的な公共施設の取組を支援する。
水産物供給基盤整備事業	沿岸漁場の整備開発を図るため、魚礁の設置、漁場造成に対して助成する。
水産経営構造改善事業	「水産経営構造改善事業費補助金交付要綱」の規定に基づき、漁業生産基盤施設の整備に対して助成する。
内水面漁業環境活用施設整備事業	「東京都内水面漁業環境活用施設整備事業費補助金交付要綱」の規定に基づき、施設整備に対して助成する。
多摩・島しょ地域観光施設整備等補助事業	「東京都多摩・島しょ地域観光施設整備等補助金交付要綱」の規定に基づき、市町村が観光施設の整備や体験学習の受入れ、情報提供の充実等を進めるに当たり、ソフト・ハード両面から補助を行う。 補助対象経費の1/2以内（予算の範囲内）
三宅村観光施設整備事業	「三宅村観光施設整備事業補助金交付要綱」の規定に基づき、村が観光施設を整備するに当たり、ハード面での補助を行う。 補助対象経費の1/2以内（予算の範囲内）
東京宝島 サステナブル・アイランド創造事業	島しょ地域の持続的発展や特色ある宝物の発掘、魅力の創造につながる、町村の意欲的な公民共創の取組を支援する。
土木費補助事業	「東京都土木費補助規程」の規定に基づき、区市町村が施行する次の事業に対して補助を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・道路の新築又は改築 補助率 1/2以内 ・橋梁の新築又は改築 補助率 1/2以内 ・道路・橋梁の新築又は改築のうち、無電柱化 補助率 3/4以内 ・道路及び橋梁の補修 補助率 3/10以内 (指定した路線の基準に該当する道路は1/2以内) ・交通安全施設の歩道整備 補助率 1/2以内 ・自転車道の整備又は駐輪場設置 補助率 1/2以内 ・さく又は街灯の設置 補助率 1/3以内 ・準用河川の整備 補助率 1/2以内 ・海岸保全（港湾臨海地区除く。） 補助率 1/2以内

事 業 名	事 業 内 容
林道事業補助	「東京都林道事業補助金交付要綱」の規定に基づき、市町村が行う林道事業に対して助成する。
地域公共交通の充実・強化	町村の公共交通計画策定や地域ニーズに応じた輸送手段の導入を技術的・財政的に支援する。
モバイル通信ネットワーク環境整備事業	通信困難地域の環境改善に向け、携帯電話基地局整備に係る計画策定及び整備を行う町村に対し、財政支援を行う。
太陽光を利用したサテライト通信スポット整備事業	通信困難地域で、商用電源や光回線の確保が難しい地域において、太陽光パネルや蓄電池、衛星通信を活用したWi-Fiスポット整備を行う町村に対し、財政支援を行う。
携帯基地局強靭化支援事業	災害発生時における携帯電話基地局の停波を回避するため、通信事業者に対して市町村役場等、重点的に整備するエリアの基地局強靭化（①衛星通信アンテナの設置、②非常用電源の長時間化）を図るための整備に対し、財政支援を行う。
Wi-Fi環境の整備等	安全で利便性の高いOpenRoaming対応Wi-Fiを都有施設に整備するとともに、民間施設も利用し駅周辺等の公共空間においても整備を進める。また、区市町村が整備を行う際の財政支援や技術支援を行う。
簡易水道事業等補助	「東京都簡易水道事業等助成規則」の規定に基づき、簡易水道等の普及を図り、公衆衛生の向上と公共の福祉の増進とに寄与するため、国庫補助事業等に対して補助を行うほか、都単独の補助を行う。
下水道施設の整備及び施設の強靭化等	「市町村下水道事業都費補助金交付要綱」及び「市町村下水道強靭化事業制度要綱」の規定に基づき、市町村が実施する下水道事業への財政支援や技術支援を実施し、下水道の整備や施設の強靭化を促進する。
浄化槽設置整備費の補助	生活排水対策を推進するため、浄化槽を整備又は浄化槽の設置に係る補助事業を実施している市町村に対し、補助金を交付する。
廃棄物処理施設整備費の補助	廃棄物を適正に処理し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために一般廃棄物処理施設を整備する市町村に対し、補助金を交付する。
消防施設整備費補助	「東京都消防施設整備費補助金交付要綱」の規定に基づき、消防施設及び設備の整備事業に対し補助を行う。 補助対象団体：東京消防庁に常備消防事務を委託している市町村以外の市町村 補 助 金 額：各消防施設及び設備の基準額の1/3以内

事 業 名	事 業 内 容
認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業	行方不明の認知症のある人を早期に発見するため、区市町村が行うG P Sを活用した見守り支援や、地域における見守りネットワークの構築のほか、家族会の育成・支援などの取組を支援する。
子供家庭支援区市町村包括補助事業	区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実に資する事業を支援する。
福祉保健区市町村包括補助事業	区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する福祉・保健・医療の基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業に補助を行う。
子育て推進交付金	子育て支援の主体である区市町村が、地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう支援を行う。
検診体制の支援	健康増進法等に基づく健康増進事業の一環として、健康増進法第19条の2の規定に基づく健康診査の対象年齢を引き下げるとともに、検診班招へい費補助を行う。
へき地診療所勤務医師等給与費補助	「東京都へき地医療運営費等補助金交付要綱」の規定に基づき、へき地診療所勤務の医師及び歯科医師を確保するため、財政基盤が弱い町村に対し、医師及び歯科医師の給与費の一部を補助する。補助額は、財政力指数等に基づき、補助ランクを設けて算出する。
へき地専門医療確保事業	「東京都へき地医療運営費等補助金交付要綱」の規定に基づき、町村が専門医療を実施する際に、専門医師等の確保のための調整を行うとともに、当該町村外からの専門医師等の確保に要する経費を補助する。
島しょ医療用画像電送システム運営事業	「東京都へき地医療運営費等補助金交付要綱」の規定に基づき、島しょ医療用画像電送システムを設置する町村に対し、その経費の一部を補助する。
ヘリコプター等添乗医師等確保事業	「東京都へき地医療運営費等補助金交付要綱」の規定に基づき、救急患者を搬送するヘリコプターに添乗する医師、看護師等に対して災害補償費及び添乗手当を支給する島しょの町村に対し、その経費の一部を補助する。
人工透析医療運営事業	「東京都へき地医療運営費等補助金交付要綱」の規定に基づき、島しょ町村が運営する診療所及び病院が行う人工透析医療の運営に要する経費の一部を補助する。
へき地患者輸送車運行費補助事業	「東京都へき地医療運営費等補助金交付要綱」の規定に基づき、へき地町村が行う患者輸送車の運行に要する経費の一部を補助する。

事業名	事業内容
市町村公立病院等医師派遣事業補助	東京都地域医療支援ドクター事業及び東京都へき地勤務医師等確保事業に基づく派遣医師に、医師派遣手当を支給する市町村に対して補助する。
へき地産科医療機関運営費補助事業	身近な地域で安心して出産できる環境を整えることを目的として、実際に分娩を取り扱う医療機関を有するへき地町村に対し、産科医療機関の運営に必要な経費を補助する。
へき地産科医療機関設備整備費補助事業	身近な地域で安心して出産できる環境を整えることを目的として、産科医療機関として必要な医療機器の整備に要する経費を補助する。
へき地診療所医療機器整備費補助事業	へき地診療所を設置する町村に対し、医療機器の整備に要する経費の一部を補助する。
へき地診療所施設整備費補助事業	へき地町村が行うへき地診療所及び医師住宅等に係る施設整備事業に対し、その経費の一部を補助する。
へき地患者輸送車（艇）整備費補助事業	へき地町村が行う患者輸送車（艇）の整備に要する経費の一部を補助する。
国民健康保険直営診療施設等施設整備費補助事業	国民健康保険診療施設を運営する町村に対し、施設及び設備の整備に要する経費の一部を補助する。
区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業	区市町村が都内及び都外に導入する再エネ発電設備（太陽光発電等）や、熱利用設備（地中熱・太陽熱・バイオマス熱利用等）の導入等に対して補助を実施する。再エネ発電設備と併せて設置する場合には蓄電池の導入に対しても補助を実施する。
都有施設の再エネ100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業	島しょ地域の町村、事業者、住民の太陽光発電設備等の設置を支援するとともに、既存都有施設へ太陽光発電設備の設置を実施する。
区市町村との連携による環境政策加速化事業	区市町村が実施する、地域の多様な主体との連携や、地域特性・地域資源の活用等、地域の実情に即した取組のうち、東京の広域的環境課題の解決に資するものに対して、必要な財政的支援を実施し、都と区市町村等が一体となって取り組むことにより、東京全体の環境政策の一層の推進を図る。

東京都過疎地域持続的発展方針・計画（素案）に関する御意見募集の結果について

1 意見募集期間

令和7年9月10日（水曜日）から同年10月9日（木曜日）まで

2 意見提出の状況

- (1) 提出された方の総数 1名
- (2) 提出御意見の総数 2件

3 御意見の概要と都の考え方

該当箇所	御意見の概要	都の考え方
P 3 7 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備について	都内では近年、発達障害の児童生徒が増加傾向にあるが、特に不登校の傾向がある児童生徒について、東京都の過疎地域の公立小中学校の統合整備等教育施設を活用することで社会生活の改善契機が得られるのではないか。	都教育委員会では、学びの多様化学校の設置に係る経費の補助を行っており、区市町村教育委員会が統廃合後的小・中学校の校舎を活用し、学びの多様化学校を設置している事例もあります。 このように、地域の教育資源を活用しながら、引き続き、一人ひとりの子供の状況に応じたきめ細かな教育の充実を図っていきます。
P 5 4 衛星通信による情報通信基盤の冗長化について	災害時に強い衛星通信は、地形的に不利で通信インフラが脆弱な東京都の過疎地域において有効だと思われる。	御意見を踏まえまして、取組を進めています。

※ 頂いた御意見につきましては、趣旨を損なわない範囲で要約をしております。